

<竹島＝独島問題、日本政府の主張は正しいか？>

- | | |
|--|-----|
| 1、はじめに…『竹島』に関する日本政府の主張(外務省 HP から) | P2 |
| 2、「元禄竹嶋一件」について | P4 |
| 3、「元禄竹嶋一件」では「竹嶋=鬱陵島」への渡海は禁止したが、
「松嶋=竹島=独島」への渡海は禁止していない？ | P6 |
| 4、「安龍福が来日(隠岐・鳥取)して語ったこと」から分かることは？ | P8 |
| 5、「天保竹嶋一件」について | P12 |
| 6、明治政府は 1877(M10)年、鬱陵島及び現「竹島」を日本領土ではない、と認定していた！ | P14 |
| 7、「松嶋(竹島=独島)」が「日本領土」に編入された経緯は？ | P18 |
| ① 日本政府も 1904 年までは、竹島(=独島)を朝鮮領と認識していた | P18 |
| ② 韓国側の弱点 | P23 |
| ③ 日露戦争下、「リャンコ島(竹島=独島)領土編入願」を利用 | P27 |
| ④ 「竹島=独島」を大韓帝国政府が全く知らないうちにコツソリと「Japan has stolen」 | P29 |
| 8、サンフランシスコ条約と竹島 | P34 |
| 9、日韓条約と竹島 | P39 |
| 10、終わりに | P51 |

1、はじめに…『竹島』に関する日本政府の主張(外務省 HP から…太字強調は増田)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_ryoyu.html

竹島の領有権に関する日本の一貫した立場

竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに**日本固有の領土**です。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

日本は竹島の領有権を巡る問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。

(注)韓国側からは、**日本が竹島を実効的に支配し、領有権を再確認した 1905 年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません。**

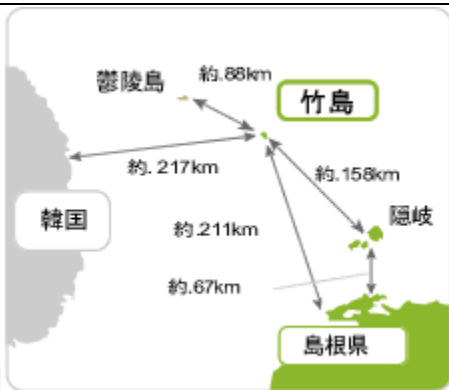
A、ここで、外務省=日本政府は「**日本固有の領土**」という言葉を使っていますが、この言葉は**国際法にはない言葉=使われない言葉**だそうです。日本政府の定義によれば「一般的に、**一度も他の国の領土となったことがない領土**という意味で、『固有の領土』という表現を用いている。」(2005 年 11 月 4 日付、鈴木宗男議員への答弁書)

<http://www.ne.jp/asahi/cccp/camera/HoppouRyoudo/HoppouShiryuu/20051028shitsumonshuisho.htm>
ということに注目しておいてください。

B、「日本が竹島を実効的に支配し、**領有権を再確認した 1905 年**」という太字部分に注目しておいてください。

C、「**1905 年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません。**」に注目しておいてください。

以下は、また、外務省 HP から



● 周辺地図

竹島の領有

1. 1618 年(注)、鳥取藩伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛は、同藩主を通じて幕府から鬱陵島(当時の日本名「竹島」)への渡海免許を受けました。これ以降、両家は交替で毎年 1 回鬱陵島に渡海し、あわびの採取、あしかの捕獲、樹木の伐採等に従事しました。(注)1625 年との説もあります。

2. 両家は、将軍家の葵の紋を打ち出した船印をたてて鬱陵島で漁猟に従事し、採取したあわびについては将軍家等に献上するのを常としており、いわば同島の独占的経営を幕府公認で行っていました。

3. この間、**隠岐から鬱陵島への道筋にある竹島は、航行の目標**として、途中の船がかり(停泊地)として、また、あしかやあわびの漁獲の好地として自然に利用されるようになりました。
4. こうして、我が国は、遅くとも**江戸時代初期にあたる 17 世紀半ばには、竹島の領有権を確立**しました。
5. なお、当時、幕府が鬱陵島や竹島を外国領であると認識していたのであれば、鎖国令を発して日本人の海外への渡航を禁止した 1635 年には、これらの島に対する渡海を禁じていたはずですが、そのような措置はなされませんでした。

江戸時代、日本側では鬱陵島を「竹嶋」（「磯竹嶋」とも呼びました）、現在の「竹島（=独島）」を「松嶋」と呼んでいました。現在の「竹島（=独島）」には「松」は生い茂るほど生えませんが…小さな岩山の島ですから…この島単独では「あわびの採取、あしかの捕獲、樹木の伐採等」で多大な利益が出るほどではありません。この現在の「竹島（=独島）」には遙か何日もかけて行ってもそれを補うだけの利益になるものはありません。あくまでも鬱陵島（=竹嶋）にわたる途中の目印の島として、鬱陵島（=竹嶋）に比べれば少ないアワビ・アシカ漁ができるにすぎませんでした。そこで、「竹」（嶋=鬱陵島）と一対として、松はないけど「松」（嶋）と呼んだのではないかとされています。

つまり、**竹嶋・松嶋は一対で「松嶋（現在の竹嶋=独島）は竹嶋（=鬱陵島）の属島」と**、江戸時代当時、考えられていた、ということです。江戸時代の地図を詳細に検討された池内敏氏によりますと竹島（鬱陵島）・松嶋（竹島=独島）「両島ともに記載される場合、共に同色が施されるか無彩色となるかであって、片方のみに彩色が施されたり、両島に異なる色彩が施される事例は一つもない。したがって、両島は常に一括して扱われる存在であった。」（『竹島——もうひとつの日韓関係史』中公文庫 2016 年）のです。もっとも池内氏は続けて「ただし、そのことひとつをもって松嶋（竹島）が竹島（鬱陵島）の属島であったと述べることは慎重でなければならない。」と学者さんらしい慎重さを見せていらっしゃいますけど…

さて、現在の日本政府の「鳥取藩伯耆国米子の町人大谷（おおや）甚吉、村川市兵衛は、同藩主を通じて幕府から鬱陵島(当時の日本名「竹島」)への渡海免許を受けました」という主張ですが、当時、**幕府は、この両島は鳥取藩(領国は因幡・伯耆)の領地だと考えていた**ようです。

で、朝鮮国側にしますと、当時は、倭寇対策のために…課税逃れを許さないためもあったようです…「空島政策」をとっていて、住民を強制移住させていたため、鬱陵島(=当時の日本名「竹嶋」)には住民は存在せず、たまたま、日本漁民が漂流して、この島の存在を知り、外務省 HP にあるように伯耆の国米子の商人が商売になるということで、鳥取藩主を通じて幕府から渡海免許を得てアワビなどの海産物や竹木を取りに行つて商売していたわけです。

しかし、外務省 HP の「**1～3**」までは**歴史事実だからといって、それは、米子の商人たちが鬱陵島に漁に行っていた、ということの意味するだけ**ですから、一足飛びに「4. こうして、我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる **17 世紀半ばには、竹島の領有権を確立**しました。」ということが「**歴史事実**」には全くならないのです。

ここで、日本政府は知っているはずなんですけど、知らんぷりをして、**国民に隠蔽している**ことがあります。

実は江戸幕府と朝鮮国との間には元禄時代に、この「竹嶋（磯竹嶋=鬱陵島）・松嶋（現在の竹島=独島）」をめぐる「領土紛争」があったのです。対馬藩を通して何度ものやり取りの末、幕府は1696（元禄9）年1月28日、「竹嶋（=鬱陵島）・松嶋（現在の竹島=独島）」を朝鮮国領土として認めて大谷・村川らの渡海を禁止し、一件落着した事実があります。「元禄竹嶋一件」と呼ばれる事件です。以下、少し詳しく説明します。

2、「元禄竹嶋一件」について

この事件の発端は、1692年（元禄5年）に竹嶋（磯竹嶋=鬱陵島）へ出漁した大谷、村川家に雇われた日本人漁師たちが、だれもいないと思っていたところ、朝鮮人と遭遇したことから始まりました。朝鮮人たちも自国政府の空島政策があっても、やはり、お金になる「あわびの採取、あしかの捕獲、樹木の伐採等」に、こっそりと行ってたんでしょね。

で、以下はwikiの記述によります。wikiは真っ赤なウソもかなり多いので要注意ですが、この経過については正しいので。

「翌1693年（元禄6年）4月にも40人の朝鮮人が来ていた。その中の2人を捕えて米子に連行した。安龍福（アンピンシャ）と朴於屯（パク・オドゥン）の二人で、米子で二か月にわたる取り調べの後、米子の家老荒尾修理より報告を受けた鳥取藩は、この事を江戸に連絡して指示を仰ぐと共に、その指示があるまで安龍福ら2名の朝鮮人を米子の大谷九右衛門勝房方に留め、足軽2名を付き添わせて警護に当たった。また幕府には竹嶋（鬱陵島）に朝鮮人が来ないように朝鮮に申し入れをすることを要請した。

幕府は鳥取藩にこの2名を長崎奉行所に送るよう指示し、対朝鮮交渉の窓口であった対馬藩の宗氏には、長崎で二人を引き取らせ対馬経由で朝鮮へ引き渡すよう命じ、同時に、竹嶋（鬱陵島）は日本領であるから朝鮮人の出漁禁止の措置をとるよう朝鮮国に要請させた。」

さて、そこで、幕府は鳥取藩に対して**1695（元禄8）年12月24日付で質問書**（御尋の御書付）を出しました。以下は『史的検証 竹島・独島』（内藤正中・金柄烈 岩波書店 2007年）から。 （ ）内は増田「**一 因州伯州に付けている竹嶋**（※幕府は『竹嶋（鬱陵島）』は因幡・伯耆の両国を領有する鳥取藩の領地と思っていたんです）は、いつから両国に附属することになったのか。

一 **竹嶋の外に因伯両州に附属する島**はあるか。」

鳥取藩の翌12月25日付**回答書**

「**一 竹嶋（鬱陵島）は因幡・伯耆の附属ではありません。**

一 竹嶋 松嶋（現在の「竹島」=独島）外 両国（因幡・伯耆）の附属の島はありません。」

（以上の原文書は鳥取県立博物館蔵）

日本政府は、この文書を知っていますが、国民には隠しているのです。「**竹嶋（現在の鬱陵島）と松嶋（現在の「竹島」=独島）が鳥取藩（因幡・伯耆の二国が領地）の領地ではない**」ということは、「**竹嶋（現在の鬱陵島）と松嶋（現在の「竹島」=独島）とも、日本の領土ではない！**」ということなのです。

念のために幕府は松江藩にも聞いていますが、松江藩も、関係ないという返事でした。

だから、幕府の中心だった老中・阿部豊後守正武は1696（元禄9）年1月28日、対馬藩家老に申し渡しました。対馬藩の記録では以下のようになっています。

竹島のことについては、たしかなことはわかっていない。伯耆国から渡海して漁をしているそうで、松平伯耆守殿に尋ねてみたところ、因幡、伯耆に所属する島ではないという。先年米子町人の兩名が渡海したいとの申し出があったので、その時の領主である松平新太郎殿より案内があったように、渡海してもよろしいと奉書で申し渡した。……以上のようなことで渡海し、漁をしたまでのことであって、朝鮮の島を日本に取ろうというわけではない。島には日本人は住んでもいない。島への距離は、伯耆から一六〇里、朝鮮へは四〇里ほどであるので、それは朝鮮国の鬱陵島のようなものである。

それと日本人居住者がいるのなら、こちらに取るべき島であり、いまさら渡し難いところであるが、そのような証拠もなく、こちらからは構えていいださないうようにしては如何であろうか。

……もともと鮑あわびを取りに行ったまでで、無益な島であるところにこの件が決着し、年来行なわれてきた通交が絶えてしまうのもどんなものだろうか。御威光あるいは武威をもって談判に及ぶのも、筋違いのことといえるので事を進めるわけにはいかない。

竹島の件は、きっぱり進めないことにした。例年行かないことになった。異国人が渡海してくるので、重ねて渡海しないように申し渡すよう老中土屋相模守殿から申し渡され、基本的に禁止することにした。無益なことにいつまでもかかわるのは如何なものか。

……以上のように申し渡した口上の趣は覚のために書付を残すようにとのことで、覚書を渡されたので受け取って拝見したところ、只今の意向があらまし書かれていますように思える。

そうであれば、以後日本人は竹島へ渡海してはいけないとの意向かと伺ったところ、如何にもその通りである。重ねて日本人は渡海しないようにとの意向で、お上の決定がなされたことなので、竹島の件は、返しつかわされるのでもないのかと申し上げたところ、そのこともその通りである。元々取っていた島ではないので、返すという筋でもないのである。こちらからは構えて申し入れる以前のこと、当方より間違ってもいわないことである。……

〔公文録〕所収、「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」附属文書第一号、元禄九年正月二十八日

阿部豊後守さん、たいしたもんじゃないですか！ 「朝鮮の島を日本に取ろうというわけではない」「もともと鮑を取りに行ったまでで、無益な島であるところにこの件が決着し、年来行なわれてきた通交（=友好ですね!）

が絶えてしまうのもどんなものだろうか。御威光あるいは武威をもって談判に及ぶのも、筋違いのことといえるので事を進めるわけにはいかない。」

元禄の老中の方が、現在の日本政府よりもよっぽど外交センスが良いのでは？（笑）

そこで、鳥取藩主が参勤交代で国に帰る前に江戸城に登城したときに「米子町人の竹嶋渡海禁止」の覚書が老中4人の列席した場で渡されました。それで、大谷村川にこの渡海禁止が伝えられたのは同年8月1日で、渡海禁止について対馬藩から朝鮮側に通告したのは同年10月16日で、文書のやり取りを終え、12月末になって「竹嶋之一件 無残 相済」と落着きました。（『史的検証 竹島・独島』）

竹嶋（鬱陵島）・松嶋（現在の竹嶋=独島）を、江戸幕府・朝鮮国とも、朝鮮国の領土である、とお互いに認定したわけです。

つまり、日本政府（外務省）は、真赤なウソをシャーシャーと主張し、日本国民を騙してているのです。「我が国は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。」どころか、全く領有権など無いことを、17世紀末に「我が国」は認めて、朝鮮国と友好関係を続けたのです。

ですから、「はじめに」の「A、一度も他の国の領土となつたことがない領土」を「固有の領土」という、という日本政府に定義に従えば、当時の松嶋（現在の竹嶋=独島）は、「日本の固有の領土」ではあり得ません。

3、「元禄竹嶋一件」では「竹嶋=鬱陵島」への渡海は禁止したが、「松嶋=竹嶋=独島」への渡海は禁止していない？

外務省 HP では、以下のように書いています。

対馬藩から交渉決裂の報告を受けた幕府は、1696年1月、「鬱陵島には我が国の人間が定住しているわけでもなく、同島までの距離は朝鮮から近く伯耆からは遠い。無用の小島をめぐって隣国との好を失うのは得策ではない。鬱陵島を日本領にしたわけではないので、ただ渡海を禁じればよい」と朝鮮との友好関係を尊重して、日本人の鬱陵島への渡海を禁止することを決定し鳥取藩に指示するとともに、朝鮮側に伝えるよう対馬藩に命じました。この鬱陵島の帰属をめぐる交渉の経緯は、一般に「竹嶋一件」と称されています。

その一方で、竹嶋への渡海は禁止されませんでした。このことから、当時から、我が国が竹嶋を自国の領土だと考えていたことは明らかです。

「1、『元禄竹嶋一件』について」を読まれたので、日本政府（外務省）の真っ赤なウソは見抜けますよね！確かにこの「渡海禁止」の覚書の明文には「竹嶋（=鬱陵島）への渡海禁止」とだけ書かれていて「松嶋（竹嶋=独島）」という単語が書かれていません。そこに付け込んで、まるで悪ガキ（笑）が、言葉の揚げ足取りをするようなことを、わが日本政府（外務省）は主張しているのです。

しかし、真実は、**鳥取藩が「竹嶋 (=鬱陵島) も松嶋 (竹島=独島) もウチの領地ではない」と言ったから、幕府は「それでは、竹嶋 (=鬱陵島) も松嶋 (竹島=独島) も日本領土ではない」と認定したので「渡海禁止」**を申し渡したのです。それは、以下の史料からも明らかです。

大谷・村川両家は「竹嶋 (=鬱陵島) 松嶋 (竹島=独島) に行けなくなって商売あがったりで生活できない、何とかしてくれ」ということで、「大坂廻米への参与と長崎貫物連中への参加の二点を寺社奉行一座四名の前へ直接要望した。その折の、寺社奉行四名と大谷九右衛門との一問一答の様子」の記録 (米子市立図書館蔵) です。(池内敏「国境未満」 『日本史研究』15年2月号)

() 内、増田

「元文5年の文書、

次ニ御尋之趣、**竹嶋・松嶋両嶋 渡海禁制**ニ 被為仰出候 以後ハ、
伯州米子之御城主ヨリ 御憐○(「敗」の下に「心」)ヲ以 渡世仕罷在候由 願書
ニ書頭シ候段、然者 扶持杯 請申候哉ト 御意被為成候、」

(現代語に訳せば、こんな感じでしょうか)

「1740年の文書

(寺社奉行から) 次のような趣旨のおたずねがありました。**1696 (元禄9) 年に「竹嶋・松嶋両嶋 渡海禁制」と仰せ出された**以後は、『伯耆の国 米子のご城主様より御憐憫をもって渡世できるようにしてほしい』という願書を出したというが、そうすると扶持など申し請けられるようになってきたのか」

で、翌年の寛保元年の文書です。

「長崎御奉行所萩原伯耆守様御屋敷へ御願書俸参上仕候得テ…其方儀、国元ニテハ如何様成売買申候哉トノ御尋ニテ御座候、

随テ御請申上候、私共儀 **元禄年中 竹嶋・松嶋両嶋之渡海禁制ニ被仰出候**以後ハ、御願書ニ則書頭シ差上申候通…」

「1741年

(大谷が) 長崎御奉行所の萩原伯耆守様の御屋敷へ願書をもっていったところ、その方、国元ではどのように商売してるのかとお尋ねがありました。

したがって、次のように申上げました。私どもは **元禄年中に竹嶋・松嶋両嶋の渡海禁制」と仰せ出され**以後は、願書に書き頭し手申上げました通り…」

この文書からわかることは、「幕府側も大谷もともに、元禄『竹島』渡海禁令を『竹嶋・松嶋両嶋・渡海禁制』と了解していること」(池内 「同」) です。

つまり、明文では「竹嶋渡海禁制」としか書いてないわけなのですが「松嶋 (竹島=独島) は竹嶋の属島」として当時の日本側にしても朝鮮側にしても認識されているのですから、わざわざ「松嶋」を明文に書いてお

かなくても、「竹嶋渡海禁制」となれば「松島」も「渡海禁制」であるのは当然のこととして認識できているわけでは

日本政府（外務省）の「竹島（鬱陵島）は朝鮮領土と認めて渡海を禁止」したけれども「**その一方で、竹島（当時の松島）への渡海は禁止されませんでした。**」…**なぜって、そう書いてないからです…**などという主張は、**悪ガキレベルの真赤なウソであること**がご理解いただけたと思います。

4、「安龍福が来日(隠岐・鳥取)して語ったこと」から分かることは？

この「元禄竹嶋一件」の発端となった、竹嶋（=鬱陵島）から拉致された安龍福は、朝鮮に送り返された後、もちろん、自国政府によって罰されたわけですから、納得できなかったでしょう。自分の国の領土内で漁をしていたのに無理やり日本人に拉致された私は被害者なのに…と。ま、これ、私の単なる推測ですけど（笑）、でも当たらずといえども遠からず、でしょう。

そこで彼は1696(元禄9)年5月18日に、仲間を誘って11名で隠岐国の西村の海岸にやってきたのです。この人物については、ウソつきだとかなんとか（笑）いろいろ言われています。外務省HPでは以下のように書かれています。

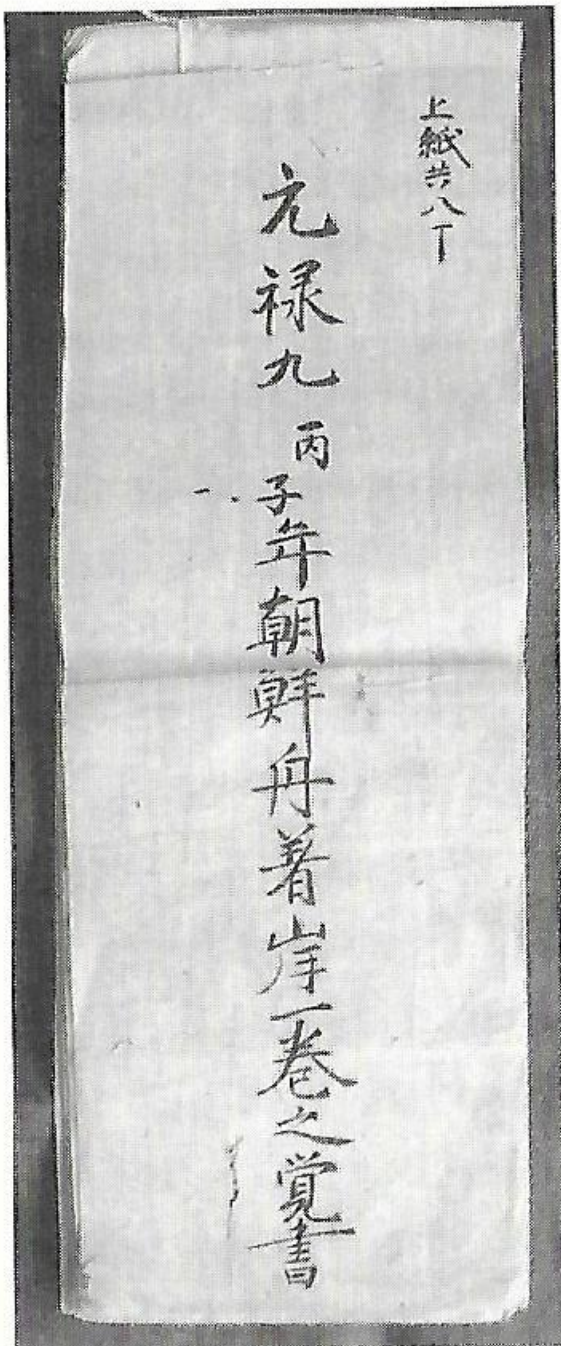
2.韓国側の文献によれば、安龍福は、1693年に日本に来た際、鬱陵島及び竹島を朝鮮領とする旨の書契を江戸幕府から得たものの、対馬の藩主がその書契を奪い取ったと供述したとされています。しかし、安龍福が1693年に日本に連れ帰られ送還されたことを契機として日本と朝鮮国との間で鬱陵島出漁をめぐる交渉が始まったので、1693年の渡日時に幕府が鬱陵島と竹島を朝鮮領とする旨の書契を与えるわけではなく、実際にそうした事実はありません。

3. さらに、韓国側の文献によれば、安龍福は、1696年の来日の際に鬱陵島に多数の日本人がいた旨述べたとされています。しかし、この来日は、幕府が鬱陵島への渡海を禁じる決定をした後のことであり、当時、大谷・村川両家はいずれも同島に渡海していませんでした。

4. 安龍福に関する韓国側文献の記述は、同人が1696年に、国禁を犯して国外に渡航し、その帰国後に取調べを受けた際の供述によったものです。その供述には、上記に限らず事実に見合わないものが数多く見られます。韓国側はこうした事実に反する供述を竹島の領有権の根拠の1つとして引用しています。

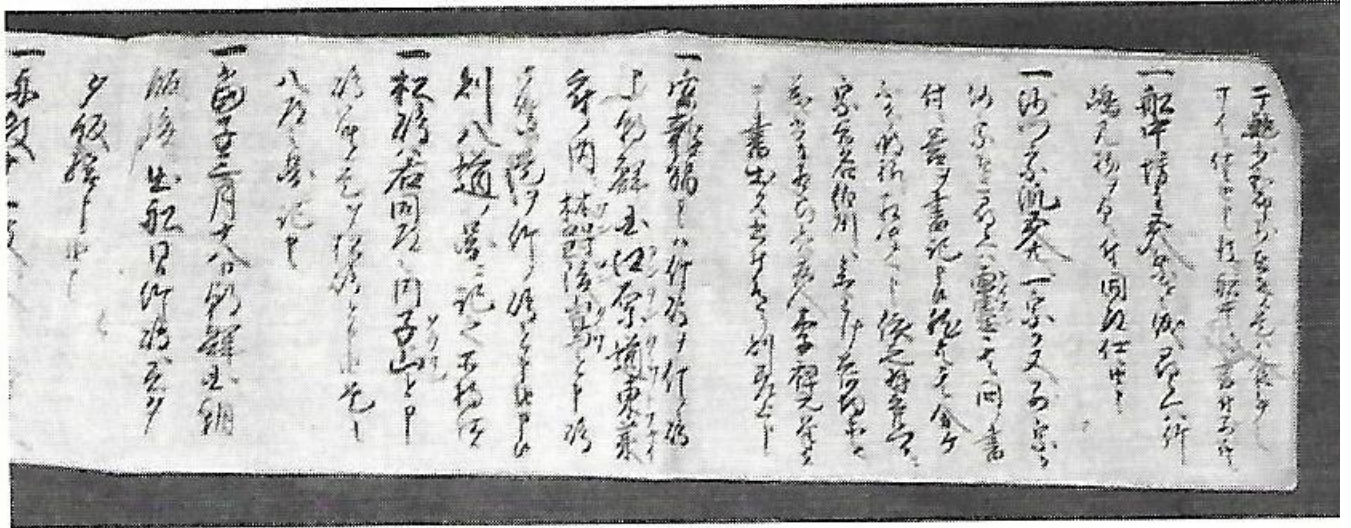
「2.」については事実でないといえると思いますが、「3.」については、そう断言できるかどうかは微妙です。なぜかといえば、彼の「1696年の来日」は5月です。確かに老中が鳥取藩主に「渡海禁止」の覚書を渡したのは同年1月末ですけど、大谷・村川が鳥取藩から「渡海禁止」の申し渡しを受けたのは8月ですし、対馬藩が朝鮮側に伝えたのは10月末なんですから、5月に「鬱陵島に多数の日本人がいた」可能性はゼロではないです。

日本政府（外務省）は「韓国側はこうした（安龍福の）**事実に反する供述**を竹島の領有権の根拠の1つとして引用」としていますが、実は**2005(H17)年5月16日に、島根県隠岐郡海士町の旧家、村上助九郎邸宅で発見された「元禄九丙子年 朝鮮舟着岸 一卷之覚書」**という新史料があります。（『史的検証 竹嶋・独島』より）



これは、安龍福が隠岐の島後に着岸した時の取調べ記録で、**安龍福自身が語ったことを、日本側の役人が記録**した、というリアルタイムの**超一級史料**（笑）ですから、日本政府（外務省）も、これには文句がつけられないはずですが。でも、もちろん、日本政府（外務省）は自分たちの主張に不利なことは絶対に隠ぺいすることになっています（笑）ので、これについても、HPには全く載っていません。

さて、彼は、何を語ったのでしょうか？



元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書(隠岐村上家文書).

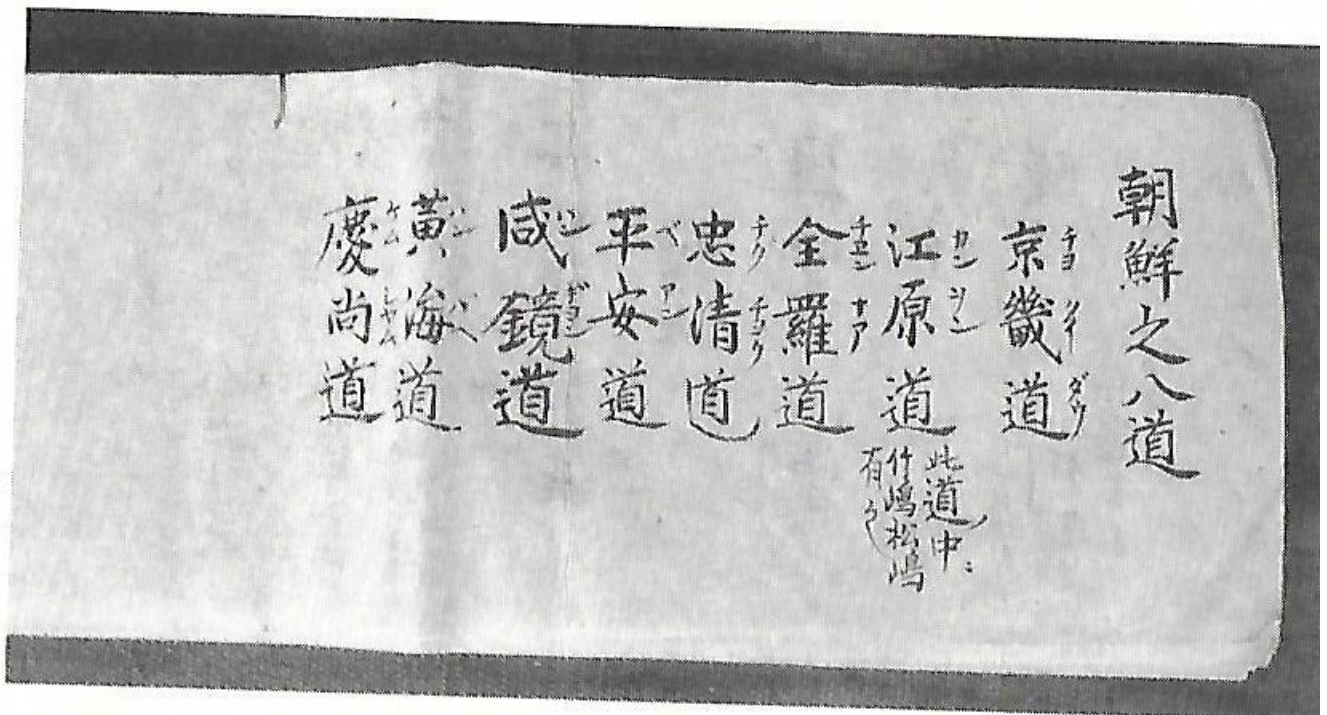
右から三番目は

「一 安龍福が申すには、竹島は竹の島と申し候、朝鮮国江原道東萊府の内に鬱陵島と申す嶋があり、是を竹の嶋と申す由、即ち八道之図にこれを記して 所持仕り候」

四番目は

「一 **松嶋は右道の内、子山と申す嶋 御座候**、是を松嶋と申す由、是も八道之図に記し申し候」

この時代、現在の「竹島=独島」当時の日本名「松嶋」について、朝鮮では「于山（日本語読みでは「うざん」島）と呼んでいたようですが、安龍福は「子山（日本語読みでは「ねざん」島）」と説明したのでしょうか。朝鮮の「道」は日本でいえば都道府県単位の行政区です。



朝鮮之八道

この日本人役人の記録（村上家文書はその写し＝コピー）からは、**当時の朝鮮の人たちは…安龍福のような庶民まで…明確に、日本人が「松嶋（現在の竹嶋＝独島）」「竹嶋（＝鬱陵島）」と呼ぶ島は「朝鮮領土の『江原道』に属する島である」ということ認識しており、それを日本人（鳥取藩）に主張するために、来日した!** ということです。

ところで、この点に関して池内敏名古屋大学大学院教授は…大家と言っていい先生だと思いますけど…以下のよう主張されています。（『竹嶋---もう一つの日韓関係史』）

「安龍福に『鬱陵島（竹島）と独島（松島）は江原道に属する』とする認識があり、隠岐代官手代らがその認識のままに『この道の中に竹島・松島これあり』と筆録したことは承認してよい。しかし、それをもって『鬱陵島（竹島）と独島（松島）が朝鮮領だと日本人に向かって明言した』とまで述べるのは過大評価である。」

こんな大先生が、こんな**無理無理の結論!?** を出されるのにはビックリです。では、なんのために、わざわざ、安龍福たち 11 名は船を仕立てて日本海を渡り…食料も用意しなければならないし、ずいぶんとお金もかかったでしょう…日本（目的地は鳥取藩）までやってきた、と池内敏先生は説明されるのでしょうか?

彼らが説明した朝鮮各道のうち、「島」として挙げたのは「竹嶋（鬱陵島）、松嶋（独島＝竹島）」の二つの島だけです。朝鮮半島の沿岸には島が、たっくさんある中での、この二つの島名だけを挙げたのは「鬱陵島（竹嶋）と独島（松嶋）が朝鮮領だと日本人に向かって明言」することが目的だったからに他ならないでしょう。彼らは「鬱陵島（竹嶋）と独島（松嶋）が朝鮮領だと日本人に向かって明言」するために来たのです。

「私は自分の国の竹嶋（鬱陵島）で漁をしていただけなのに、日本に拉致され、その結果、私が自分の国の朝鮮政府に罰されたのは、すっごく不当だ！ 日本（幕府）に、松嶋（鬱陵島）・竹嶋（竹島＝独島）とも朝鮮領土だ、ということを確認させなくっちゃ、気が済まないじゃないか」ということだったのではないのでしょうか。

日本語で「隠岐島は島根県に属する。佐渡島は新潟県に属する」と言えば、『隠岐島と佐渡島』は日本領だ」というふうに、普通に日本語を理解できる人は理解するでしょう。『隠岐島は島根県に属する。佐渡島は新潟県に属する』と言ったからと言って、『隠岐島と佐渡島は日本領だ、と明言した』と述べることは過大評価である」という結論を出すのは、どう考えても無理無理のウルトラ過小評価ではないのでしょうか…

ま、結局、安龍福たち 11 名は「朝鮮に帰れ」となったわけですけど…

当時の日本政府＝江戸幕府は『**元禄年中に竹嶋（鬱陵島）・松嶋（竹島＝独島）両嶋は朝鮮領土と認識し、この隠岐代官手代の記録からは、朝鮮国はもちろん、上から下まで朝鮮領土と認識していた、ということは明確なわけです。**

江戸時代、幕府（我が国）は一度たりとも「遅くとも江戸時代初期にあたる 17 世紀半ばには、竹島の領有権を確立しました。」という事実を認定しておらず、反対に 1696（元禄 9）年「竹嶋（鬱陵島）・松嶋（竹島、独島）とも朝鮮領土であると認め、「竹嶋（鬱陵島）・松嶋（竹島＝独島）両嶋への渡海禁止」をしたのです。

ですから、この「元禄竹嶋一件」の結末から明確なことは、日本政府（外務省 HP）の「**竹島領有権主張のトップにある「竹島は、歴史的事実を照らしても…明らかに日本固有の領土です。」という「歴史的事実」は全く無い、という歴史的事実です。「竹島（江戸時代の松嶋＝独島）は、歴史的事実を照らしても…明らかに日本固有の領土ではない、というのが「歴史的事実」**なのです。

「1、はじめに」に挙げた A を思い出してくださいね! 「固有の領土」とは、日本政府の定義によれば「今まで一度も他国の領土となつたことがない土地」でした。

また、C で「1905 年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません。」といっていますが、この「元禄竹嶋一件」が示す史料は、日本が「竹島（当時の松嶋=独島）を「領有」した「1905 年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠」でしょう。

5、「天保竹嶋一件」について

「竹嶋・松嶋」をめぐって、実は江戸時代、もう一度、事件が起こりました。天保の事件です。なぜか、日本政府（外務省）HP には、この件は載せてありません。以下は wiki による概要です。

「天保元年(1830 年)頃から天保 7 年(1836 年)までに起きた、石見浜田藩松井松平家を舞台とした密貿易事件である。

回船問屋・会津屋※八右衛門（浜田藩御用商人）は借金に苦しむ藩財政を建て直すために密貿易を提案。藩は地の利を生かして鬱陵島（この頃日本では「竹嶋」と呼んでいた）に渡り、李氏朝鮮と密交易を行った。なお、単に鬱陵島での朝鮮との交易だけに留まらず、更にスマトラ、ジャワなど遠く東南アジアへまで足を伸ばして貿易を行った。

この密貿易には浜田藩の在国老岡田頼母、在国年寄松井図書も関与しており、藩主で老中の松平康任も黙認を与えていたとされ、目論見どおり巨利を得て藩財政再建に成功しかけたが、幕府隠密の間宮林蔵に密貿易を探知され発覚してしまう。間宮林蔵はこのあと九州に渡り、その帰途で大坂に立ち寄り大坂町奉行矢部定謙に浜田藩の動きに注意することを伝える。

1836 年（天保 7 年）6 月、大坂町奉行の手によって頼母の家臣で藩勘定方の橋本三兵衛と会津屋が捕らえられ、12 月 23 日に処分が幕府より言い渡される。頼母、図書は切腹、橋本三兵衛と会津屋は斬罪、また藩主の康任は死罪こそ免れたものの永蟄居を命じられる。次子の康爵に家督は許されたが間もなく陸奥棚倉に懲罰的転封を命じられ、ここに松井松平家による浜田藩統治は終焉した」

※増田注：最近の研究では「会津屋」は誤りで「今津屋」が正しいようです。

（森須和男「天保竹嶋一件顛末」『郷土石見』第百二号 P33 2016 年 9 月 1 日）

で、ここで重要なのは「判決文の中には、橋本三兵衛が会津屋八右衛門に対して『右 最寄 松島へ渡海 之名目を以て 竹島え渡り』稼方 見極上 弥々益筋に有之ならば取計方も有之」とあるところです。

で、wiki は…日本政府（外務省）もアホウヨ連中も同じ主張ですが…「(元禄)『竹島一件』後も「松嶋へ渡るという名目で」と判決文にあるから、松島(現在の竹島)への渡航は禁止されていなかったことが伺える。」という結論を出しています。これが全くの誤りであることは「2、『元禄竹嶋一件』では『竹嶋=鬱陵島』への渡海は禁止したが、『松嶋(竹島=独島)』への渡海は禁止していない?」で論証した通りです。

この判決文の文言は、会津屋八右衛門が述べたことをそのまま引用しているにすぎません。八右衛門も悪ガキ

(日本政府も?)がよく言うように「元禄竹嶋(鬱陵島)渡海禁令」には明文で「松嶋(竹嶋=独嶋)」という言葉が書き入れてないので、だから『松嶋(竹嶋=独嶋)』への渡海は禁じられてないんだ、と思ったのです」と言い訳をしたのでしょう。

実は「**元禄竹嶋渡海禁令**」は鳥取藩にしか出されていなかったのです。幕府は当時、鳥取藩の米子商人しか『竹嶋(鬱陵島)・松嶋(竹嶋=独嶋)』に行って商売するようなものはない、と思っていたのでしょう。当時、幕府は松江藩にも確認しましたが、松江藩も「そんな島とは全く無関係」と答えてましたし…

でも、もちろん、江戸幕府(当時の日本政府)は「竹嶋(鬱陵島)は朝鮮領土だから渡海してはいけないが、『松嶋(現在の竹嶋=独嶋)』は日本領土だから渡海してもよろしい」なんてことを言明した歴史事実は全くありません。

なによりも、この事件を裁定した大坂町奉行所の書類の中の地図は以下のようになっています。

(朴炳涉「江戸時代の竹嶋=独嶋での漁業と領有権問題」『北東アジア文化研究』35号、2012、p.29。

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1203.pdf>)

○八右衛門の供述調書添付地図「竹嶋方角図」…「前書申○招合を以 試しに図かく」

図2 幕府の評定所あるいは傘下機関が作成したと思われる地図。
竹島・松島が朝鮮領であることを示すために朝鮮本土と同じ
朱色に彩色されている。



そして、江戸幕府は、この「天保竹嶋一件」から、元禄には鳥取藩にしか「渡海禁令」を出していなかったのがいけなかったと反省したのか、この時は全国に「竹嶋渡海禁令」を出し、それぞれの藩は港等、人目の多い場所に高札を出しました。島根県 HP にその文言が載っていました。

「天保期竹島渡海禁止の高札、御触書について」

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/tenpouki-kousatsu.html>

「今度 松平周防守 元領分 石州濱田松原浦ニ罷在候無宿八右衛門 竹嶋江渡海いたし候一件 吟味之上 右八右衛門外 夫々厳科ニ被行候 右島 往古米子之者共 渡海魚漁等致候得共 **元禄之度 朝鮮国江 御渡ニ相成候**以来 渡海停止被仰付候場所に有之 **都て 異国渡海之儀は重き御制禁に候条 向後 右島之儀も同様 相心得 渡海 致間敷候** 勿論 国々之廻船等 **海上ニおゐて異国船に出会さる様 乗筋等 心かけ可申旨** 先年も相触候通 弥相守 以来は可成丈 **遠 沖乗 不致様** 乗廻可申候

右之趣 御料は 御代官私領は領主地頭より 浦方村町とも 不洩様 可触知候 尤板札に認め 高札場等ニ 掛置可申もの也 二月 右之通 可被相触候」

つまり「こうして**元禄竹島渡海禁令と天保竹島渡海禁令の二つの禁令によって、江戸幕府は、日本人が松島（竹島）及び竹島（鬱陵島）と接触する途を公的に断ち切ったのである。**元禄期には現実の渡海者たちに対する個別禁令として、天保期には全国法令として一般に周知させる恰好で、幕府は当時の日本の中央政権として竹島（鬱陵島）への日本人渡航禁止を公式に表明したのである。

元禄竹島渡海禁令の文面には松島(竹島)渡海を禁止する文言は明示されないものの、その発給過程で松島(竹島)が日本領でないことの公式確認を行っており、**18世紀初めには官民ともに竹島（鬱陵島）・松島（竹島）双方に対する渡海禁令だと了解されていた。**天保竹島渡海禁令にも松島(竹島)渡海を禁止する文言が明示されないが、**元禄竹島渡海禁令を踏まえて発令されたものである以上は、ここでも継続して日本人の松島（竹島）渡海が禁止されていることが明らかである。**」のです。（『竹島—もうひとつの日韓関係史』）

日本政府（外務省 HP）の竹島領有権主張のトップにある「**竹島は、歴史的事実**に照らしても…明らかに日本固有の領土です。」という「**歴史的事実**」は全く無い、というのが事実です。江戸時代に**元禄・天保と二度にわたり、「竹島（江戸時代の松嶋=現在の独島）は、歴史的事実**に照らしても…明らかに日本固有の領土ではない、と江戸幕府は認定していた、というのが「**歴史的事実**」です。

つまり、日本政府主張の筆頭に挙げられた「1、はじめに」Aの「竹島（独島）は日本**固有の領土**」=「竹島（独島）は一度も他の国の領土となることがない領土」どころか、**ずっと他国の朝鮮国の領土だったわけで、江戸幕府は、それを認めて、ずっと朝鮮国と友好関係を続けていたのです。**

6、明治政府は 1877(M10)年、鬱陵島及び現「竹島」を日本領土ではない、と認定していた！

さて、日本政府（外務省 HP）が国民には絶対に秘密にしていなければならないのが、この事実です。明治政府は、鬱陵島はもちろん、現「竹島」も「日本領土ではない」と認定していました。

1876（M9）年は、明治政府が砲艦外交の末、朝鮮にばかり不利な日朝修好条規（江華条約）を調印させた年ですが、10月16日に島根県は地籍編纂にあたり、「**竹島外一島**」の取り扱い伺いを明治新政府に提出しました。「この磯竹嶋=竹島（鬱陵島）と松島（竹島=独島）の二つの島を島根県に入れていいですか？ 日本領土ですよ？」という伺い=質問です。

もちろん、ここに書いてある竹島は鬱陵島で、**外一島が当時の松島=現竹島(独島)**…地図の右下…であることは、島根県が明治新政府に提出した以下の付属地図から明らかです。

（国立公文書館 アジア歴史資料センターHPで見られます）。

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi>

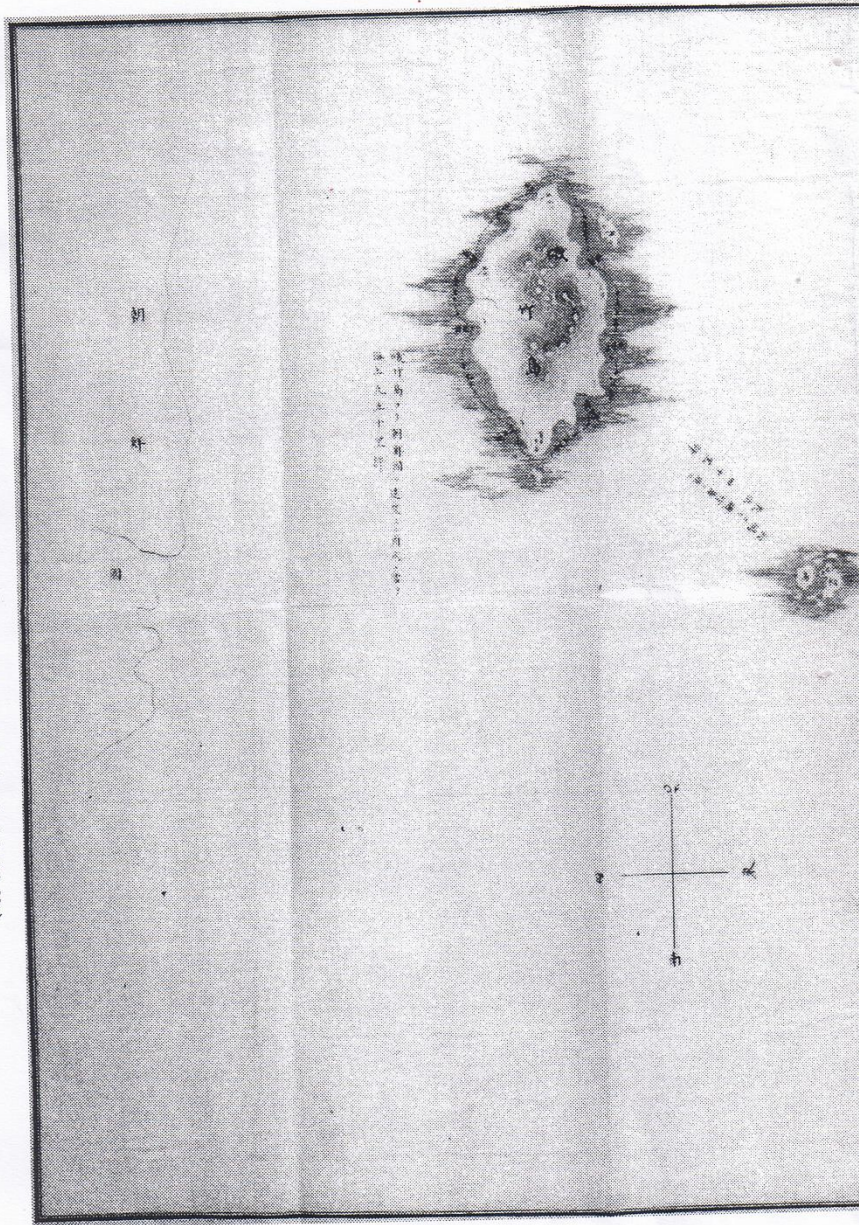


図1 「磯竹島略図」(日本国立公文書館所蔵)
 公文録「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」の付属地図。竹島とも呼ばれた磯竹島は今日の
 鬱陵島をさす。

そこで翌 1877 (M10) 年 3 月 17 日に内務省は**太政官(現在の内閣)**に**島根県からの伺いを提出**して決済を
 求めました。その内容が以下です。(アジ歴 <https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi>)

此後及之なるに平らなり

日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

竹島所轄之儀、竹島根縣ヨリ別紙伺出取調候處該島之儀ハ元祿五年朝鮮人入島以來別紙書類、摘採スル如ク元祿九年正月第一号旧政府評議之旨意、依リ二号譯官へ達書三号該國來東四号本邦回答及こ口上書等之如ク則元祿十二年に至リ夫々往復相濟本邦關係無之相聞候得共版圖ノ取捨ハ重大之事件、付別紙書類相添為念此段相伺候也

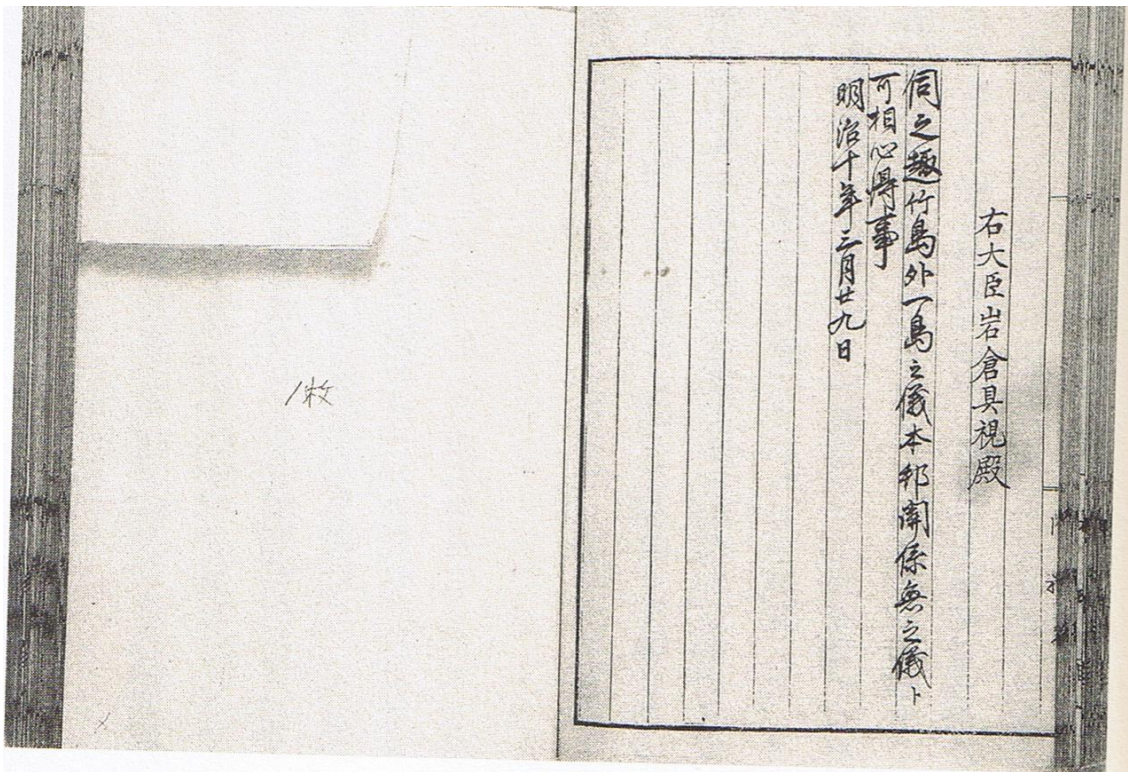
内務卿大久保利通代理

明治十年三月十七日 内務少輔前島密

内務省

つまり、内務省が言うには「元祿竹嶋一件」の書類を調べてみたら、「竹嶋(鬱陵島)・松嶋(竹島=独島)」は「朝鮮国のもので本邦関係これ無く」と分かったけれども「版図の取捨(領土の範囲の決定)は重大事件だから念のために島根県から提出された書類を添えて伺います。」というわけです。

そこで、3月19日、**太政官**の右大臣岩倉具視、参議大隈重信・寺島宗則・大木喬仕らにより、原案通り「竹島（鬱陵島）外一島（現竹島=独島）之義 **本邦 関係 無之**義ト 可相心得事」と承認されました。そして3月29日、日本政府は「竹島（鬱陵島）外一島（現竹島=独島）」は日本領土でないことを公式に確認し、指示を出しました。この文字は**朱書き**です！



朱書

『明治十年三月 公文録 内務省之部一』所収の「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」(独立行政法人国立公文書館蔵)。

そして、4月9日、太政官通達で島根県の「伺い」への回答として内務省から島根県に「竹島（鬱陵島）外一島（現竹島=独島）之義 **本邦 関係無之**義ト 可相心得事」と伝達されました。

江戸時代の元禄・天保、そして明治10年、と三度にわたり、日本の政府は「竹島（江戸時代の松嶋=独島）は、歴史的事実に照らしても…明らかに日本固有の領土で」はない、朝鮮領土である、と認定している、というのが「歴史的事実」であるのです。

したがって「1、はじめに」の日本政府の主張B「日本が竹島…**領有権を再確認した1905年**」とあることの**真っ赤なウソ**は明白です。**江戸幕府も明治政府も1905年まで一度も「領有権を確認」したことは無い！** のです。

では、その後、いかなる経緯で1905年に「松嶋（竹島=独島）」は「日本領土」に編入されたのでしょうか？

7、「松嶋（竹島=独島）」が「日本領土」に編入された経緯は？

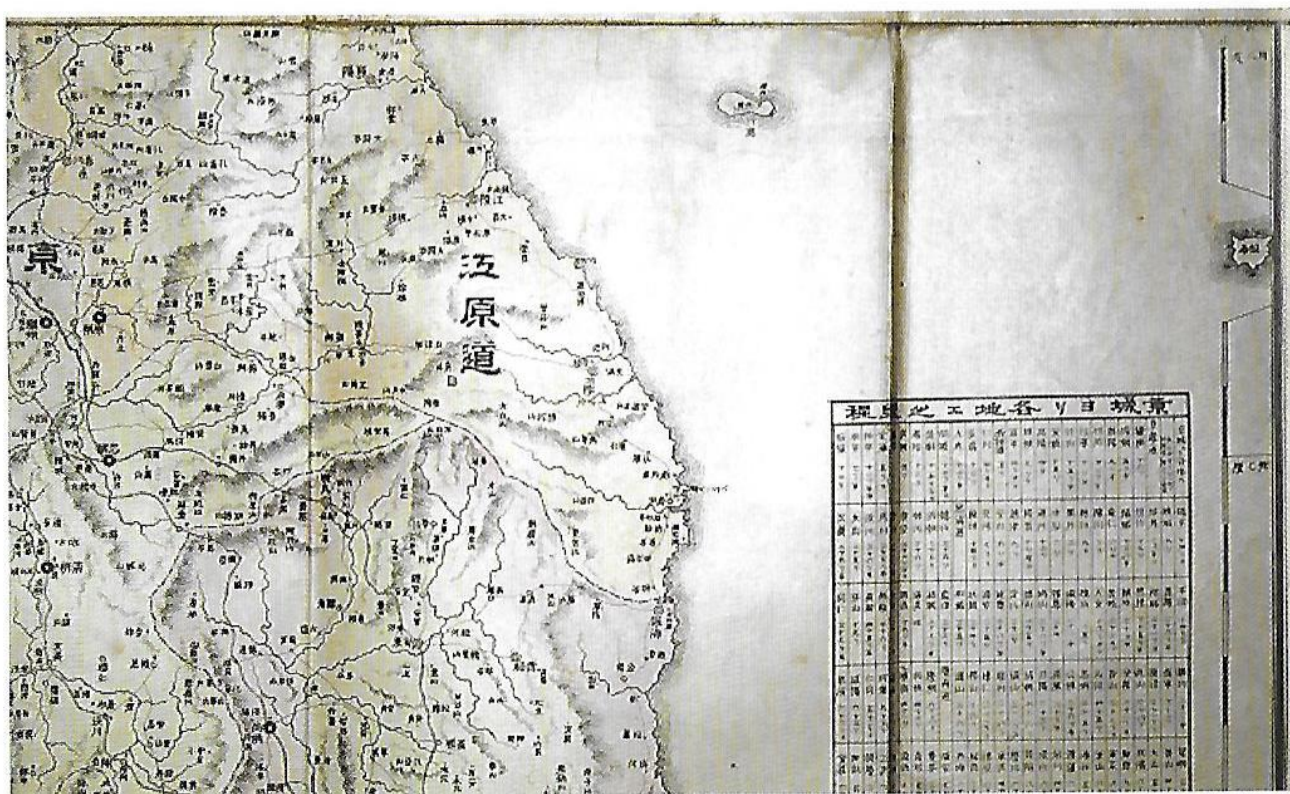
① 日本政府も1904年までは、竹島(=独島)を朝鮮領と認識していた

1882 (M15) 年6月、朝鮮では前年の鬱陵島での日本人7名による伐木事件をきっかけに、高宗国王は空島政策を廃止し、**金玉均**を、鬱陵島を中心とする「**東南諸島開拓使兼捕鯨事**」に任命しました。**金玉均**は移住希望者を募り、

鬱陵島開拓を進めました。(『図説 竹島=独島問題の解決』 久保井規夫、柘植書房新社)

しかし、親日の朝鮮独立党リーダーであった金玉均は日本政府(竹添進一郎公使)の指示の下でのクーデター(1884年の甲申事変)に失敗し、日本に亡命してきます。その時、**持ってきた「朝鮮輿地図」は1894(M27)年7月1日に日本で刊行され、以下のように竹嶋(鬱陵島)の東南の海上に松嶋(竹島=独島)を記載**しています。この地図の題箋は朴泳孝(1894年から始まる甲午改革で内務大臣)です。

明治政府が1877(M10)年に明確に認識したように、当然ながら、朝鮮政府も竹嶋(鬱陵島)とともに松嶋(現在の竹島=独島)も朝鮮領土と認識していた証拠です。(久保井、前記)



金玉均・朴泳孝「朝鮮輿地図」中村鍾美堂(1894.7.1)

金玉均は、鬱陵島開拓の担当官吏であった。竹島(鬱陵島)の東南の位置に、松島(独島=竹島)がある。第5章第4節。

以下の史料は1898(明治31)年、「韓国 松島沖」で遭難した韓国人(「鬱陵島人」)に関する公文書です。長崎県知事から外務大臣へ送られたもので、ロシア船に救助された46名の鬱陵島民の「漂民」を、日本政府が長崎から韓国へ送還した、という記録です。

○『困難船及漂民救助雑件』朝鮮国之部、第八卷 「長崎県之部、分割/2」、外務省外交史料館蔵

(アジア歴史資料センターHPで見ることができます。<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi> B12081778400.b3_0099.3-2252.00000375.pdf 文書はダウンロードしたもの)

中房第八〇五號

韓国漂民送還報告

韓国江原道平海鬱陵島人

白汝玉

内人七名

小児七名

右ハ韓曆三月十五日 釜山ヨリ 平海 蔚陵島ヘ航行ノ途 風波ノ為メ 韓国松島沖ニ漂流中四月十四日 同所ヲ通過シタル露国汽船「ピータスボルグ」號ニ救助セラレ候由ニテ 当港駐劄露国領事ヨリ右漂民韓国ヘ引渡方依頼シ来リ候ニ付 内務大臣ニ伺出候処 漂民取扱手續ニ準ジ取計フヘキ旨 指令相成候ニ付 去六日 右漂民本廳ニ引受ノ 露国領事ト協議ノ上 同国ノ費用ヲ以テ 翌七日出帆ノ露国汽船「バイカル」號ニテ本国ヘ送還候事ニ相定メ 且 露国領事ノ依頼ニ依リ 在釜山帝国領事ニ宛テ右漂民ヲ韓国政府ニ引渡方 可取計旨ノ書面ヲ作り バイカル號船長ニ託シテ 同釜山領事ニ送付ノ為メ 当廳ヨリ露国領事ヘ送致致候条 此段及御報告候也

追テ 漂民 当廳引受後 バイカル號ヘ引渡迄ニ要シタル費用ハ日本政府ニテ負担スヘキモノト思考致候条 此段為念申添候

明治三十一年五月十六日

長崎縣知事 小松原英太郎

外務大臣男爵 西徳二郎殿

右ハ韓曆三月十五日釜山ヨリ平海蔚陵島ヘ航行ノ途風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中四月十四日同所ヲ通過シタル露国汽船「ピータスボルグ」號ニ救助セラレ候由ニテ当港駐劄露国領事ヨリ右漂民韓国ヘ引渡方依頼シ来リ候ニ付内務大臣ニ伺出候処漂民取扱手續ニ準ジ取計フヘキ旨指令相成候ニ付去六日右漂民本廳ニ引受ノ露国領事ト協議ノ上同国ノ費用ヲ以テ翌七日出帆ノ露国汽船「バイカル」號ニテ本国ヘ送還候事ニ相定メ且露国領事ノ依頼ニ依リ在釜山帝国領事ニ宛テ右漂民ヲ韓国政府ニ引渡方可取計旨ノ書面ヲ作り同釜山領事ニ送付ノ為メ当廳ヨリ露国領事ヘ送致致候条此段及御報告候也	十四日同所ヲ通過シタル露国汽船「ピータスボルグ」號ニ救助セラレ候由ニテ当港駐劄露国領事ヨリ右漂民韓国ヘ引渡方依頼シ来リ候ニ付内務大臣ニ伺出候処漂民取扱手續ニ準ジ取計フヘキ旨指令相成候ニ付去六日右漂民本廳ニ引受ノ露国領事ト協議ノ上同国ノ費用ヲ以テ翌七日出帆ノ露国汽船「バイカル」號ニテ本国ヘ送還候事ニ相定メ且露国領事ノ依頼ニ依リ在釜山帝国領事ニ宛テ右漂民ヲ韓国政府ニ引渡方可取計旨ノ書面ヲ作り同釜山領事ニ送付ノ為メ当廳ヨリ露国領事ヘ送致致候条此段及御報告候也	右ハ韓曆三月十五日釜山ヨリ平海蔚陵島ヘ航行ノ途風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中四月十四日同所ヲ通過シタル露国汽船「ピータスボルグ」號ニ救助セラレ候由ニテ当港駐劄露国領事ヨリ右漂民韓国ヘ引渡方依頼シ来リ候ニ付内務大臣ニ伺出候処漂民取扱手續ニ準ジ取計フヘキ旨指令相成候ニ付去六日右漂民本廳ニ引受ノ露国領事ト協議ノ上同国ノ費用ヲ以テ翌七日出帆ノ露国汽船「バイカル」號ニテ本国ヘ送還候事ニ相定メ且露国領事ノ依頼ニ依リ在釜山帝国領事ニ宛テ右漂民ヲ韓国政府ニ引渡方可取計旨ノ書面ヲ作り同釜山領事ニ送付ノ為メ当廳ヨリ露国領事ヘ送致致候条此段及御報告候也	内人七名	徐福	孫昌	黄恭	裴應	朴渭	玄鳳	金仁	金景	吳昌
			小児七名	福宅	立閔	三尚	石東	景淑	守			

追テ漂流氏当廳引渡後バイカニ跡ト引渡
志ニ要シカド費用ハ日本政府ニ負担スヘキ
モノト思テ致去余此故居會申添美
明治三十一年五月十六日。

長崎縣知事 小杉原英太
大印

外務大臣 男爵 西徳二郎 殿

「釜山から鬱陵島へ航行の途中、嵐で韓国 松島沖で遭難して漂流していた」というわけですから、この「韓国松島」は「現在の竹島=独島」のことです。そして、これは下の史料のように、内務省警保局長の牧朴眞（まきなおまさ）にも報告されていますので、牧は「現在の竹島=独島」は「韓国 松嶋」であると認識していた、ということです。この文書は長崎県知事も外務大臣も内務省の役人も、そう認識していた、ということを示す証拠です。

牧は、『竹島=独島』の日本領土編入に、後で重要な役割を果たしますのでご注意ください！

174
101

第一號五月廿五日發
主官 政務局中田

別紙寫之通長崎縣知事ヨリ韓
國漂民送還之義ニ付報告有之候
茶及御送付候也
明治三十一年五月廿五日

内務省警言保局長牧朴
外務省政務局長中田敬義殿



明治三十一年五月廿六日記録課受

内務省

384

以下の日本海軍の水路誌も重要です。(『竹島---もう一つの日韓関係史』から)

実はこの当時、日本でも天保竹嶋一件以来、現在の竹嶋=独島に行く者はいなくなっていたため…なにしろ、死罪!…次第にこの島の名前は忘れられ、明治期になると **1849年にフランスの捕鯨船 Liancourt(リアンクール)号が現在の竹嶋を「発見」し、竹嶋=独島は、この船の名前にちなんで Liancourt Rocks(リアンクール岩・リアンコルト岩)**と名付けられ、国際的に地図にはそう記載されるようになっていました。

1892(M25)年に日本海軍が作成した『水路誌』には、日本海岸には彩色してありますが「朝鮮、松島(鬱陵島)、リアンコルト岩 および中国大陸には彩色が施されず、台湾は図中に含まれない」(『同』) ものです。

15

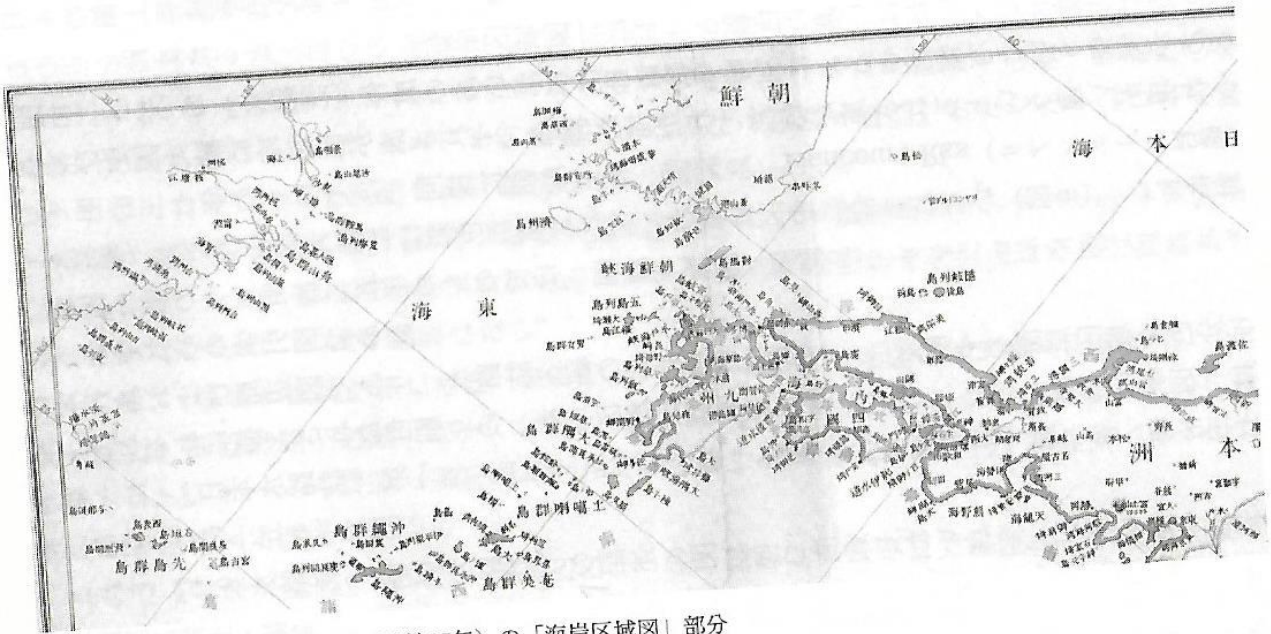


図9 『明治水路誌』第1巻(明治25年)の「海岸区域図」部分

以下の『水路誌』は1904(M37)年のものです。

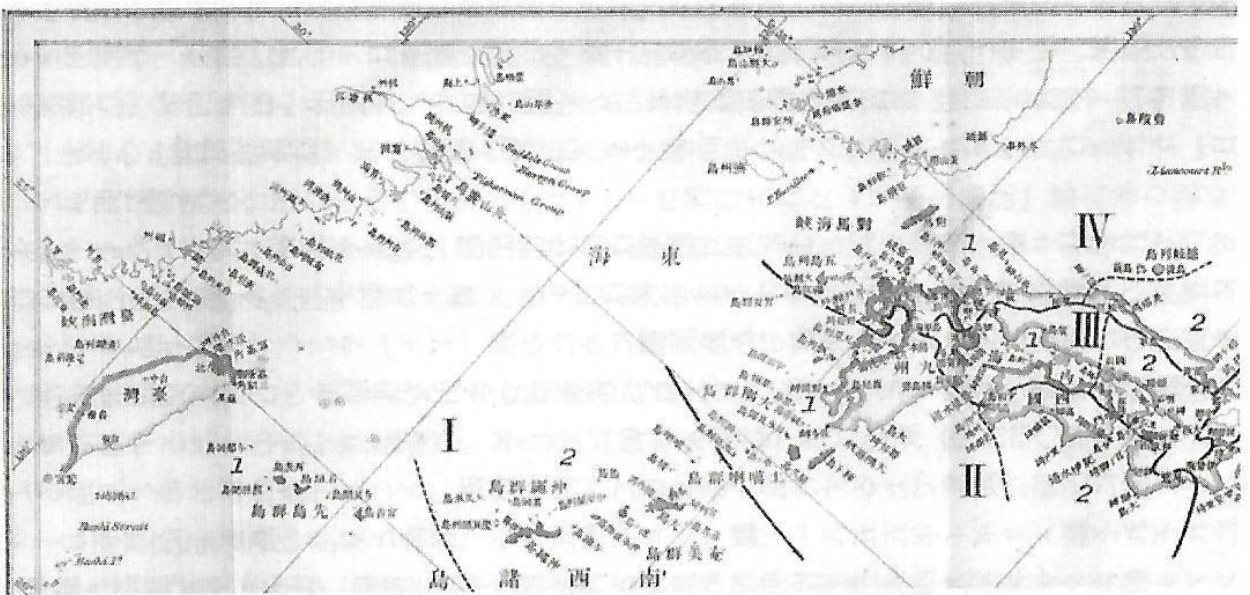


図10 『日本水路誌』第1巻(明治37年)の「海岸区域図」部分

「朝鮮半島、鬱陵島、Liancourt Rks（リアンクール岩礁）、および中国大陸には彩色が施されず、台湾が描かれて彩色が施される」「二つの『水路誌』作成の間には日清戦争勝利による史実がある。」「**日本の領土には彩色を施すが、そうでないものには施さない**という姿勢が一貫している。」（『同』）のです。

そして、この二つの『水路誌』作成の間の「明治 31 年（1898）三月刊行の『日本水路誌』第五巻…に付された序文」には次のように書かれています。

「**本邦 領海二関スル水路誌**ハ 本巻ヲ以テ決了セル…

明治三十一年三月 **水路部長 肝付兼行**（きもつきかねゆき）」（『同』）

この日本海軍水路部長 肝付兼行も、後で重要な役割を果たします。

池内敏さんの、ここでの結論は「1880 年代から 1905 年 竹島日本領編入の前までの期間において、少なくとも**日本海軍水路部では鬱陵島とリアンクール列岩(リアンクール岩礁)を日本領とは見なしていなかった**、という事実である。」です。

ただ、実は、**韓国側にも、ちょっと弱点**があるのは確かです。

②韓国側の弱点

高宗国王は 1897 年 10 月 12 日、国号を大韓帝国とし、高宗皇帝として即位します。1899 年、またもや鬱陵島に不法侵入した日本人 100 人以上の伐木事件があったため、**1900 年 10 月 25 日、勅令第四十一号**が出されました。

勅令第四十一号

鬱陵島を鬱島と改称し、島監を郡守に改正した件

第一条 鬱陵島を鬱島と改称し、江原道に所属させ、島監を郡守に改正し、官制に編入し（後略）

第二条 郡庁は台霞洞に置き、**区域は鬱陵全島と竹島、石島**を管轄すること」

ここの「竹島」は鬱陵島のすぐそばにある竹嶼島で、『石島』こそが『独島』であると、韓国政府は主張しています。ただ、それまで朝鮮では長い間、現在の竹島=独島は前記した通り「于山島（子山島とも）」と表記されていました。ここで、突然『石島』と表記されたので、日本側では、この「石島」が独島（竹島）であるという証拠がない、と主張します。韓国側は『石島』が、どういう経緯で「独島」となったのかの根拠を韓国語の発音「石」と「独」とが同じなので…正確にはこの地方の方言の発音らしいです…石島=独島なのである、という主張です。



外務省 HP では以下のようになっています。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_hennyu.html

5. なお、韓国では、1900年の「大韓帝国勅令 41号」により、鬱陵島を鬱島と改称するとともに島監を郡守としたとされています。そして、この勅令の中で、鬱島郡が管轄する地域を「鬱陵全島と竹島石島」と規定しており、この「竹島」は鬱陵島の近傍にある「竹嶼」という小島であるものの、「石島」はまさに現在の「独島」を指すと指摘する研究者もいます。その理由は、「いし(トル)」は韓国の方言で「トク」とも発音され、これを発音どおりに漢字に直せば「独島(トクト)」につながるためというものです。
6. しかし、「石島」が今日の竹島(「独島」)であるならば、なぜ勅令で「独島」が使われなかったのか、なぜ「石島」という島名が使われたのか、また、そもそも、なぜ韓国側が竹島の旧名称であると主張する「于山島」等の名称が使われなかったのかという疑問が生じます。

いずれにせよ、仮にこの疑問が解消された場合であっても、同勅令の公布前後に、韓国が竹島を実効的に支配した事実はなく、韓国による竹島の領有権は確立していなかったと考えられます。

これに関して、前記『図説 竹島=独島問題の解決』の著者・久保井規夫さんは次のように言われています。

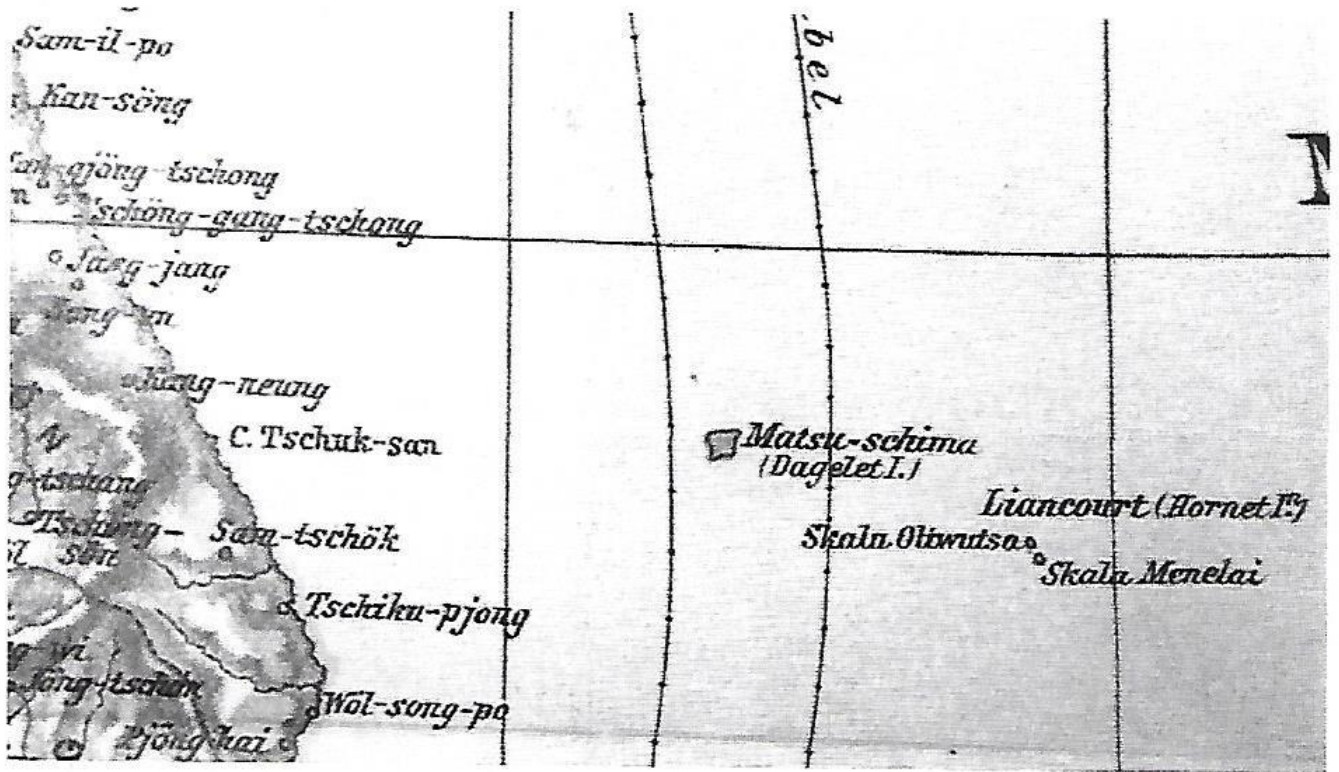
「大韓帝国政府においても当時の顧問外国人であったドイツ人ヘッセ・ヴェルテグの地図『KOREA』(1895年刊)を当然、手に入れており、**現在の竹嶋=独島が Liancourt Rocks** と国際的には称されていたことを認識していたはずである。」そして「**Rock=石**」は外務省 HP にあるように『いし(トル)』は韓国の方言で『トク』とも発音され、これを発音どおりに漢字に直せば『独島(トクト)』につながる」ということです。

上記・外務省 HP (日本政府) の主張 6 の結論「いずれにせよ、仮にこの疑問が解消された場合であっても、**同勅令の公布前後に、韓国が竹島を実効的に支配した事実はなく、韓国による竹島の領有権は確立していなかった**」という主張の誤りは、1882年、高宗国王に「東南諸島開拓使兼捕鯨事」に任命され、移住希望者を募って鬱陵島開拓を進めた**金玉均**が 1894年に日本で発行した「**朝鮮輿地図**」(題箋は韓国内務大臣となる**朴泳孝**)に、**わざわざ、「現在の竹島(独島)」を朝鮮領土として書き入れている**ことから明白です。

また、1904(M37)年9月25日の「軍艦 新高 行動日誌(5)」…日露戦争が当年2月に始まっていた…には次のようにあります。(アジ歴 <https://www.iacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi>)

「**リアンコルド岩を韓人は独島と書き、我が国の漁夫はリャンコ島と呼んでいる。**」と。(地図・海図などで Liancourt Rocks と記載されるようになって、日本の漁民たちも「リャンこ岩」とか「やんこ島」などと呼ぶようになっていたようです。)

これから分かることは、**1904年の時点で、すでに韓国人は、この「リアンコルド岩」=「現在の竹島」を「独島」と書いていた**のです。いつごろから、そう書くようになったかを示す文書史料はまだ発見されていませんが…



HESSE-WARTEGG 「KOREA」

DRESDEN1895年刊、付地図一部拡大。1849年仏船に因むリアンクール・ロックの島名の他に、1855年英艦に因むホーネットの島名や、1854年露艦パラスが命名したオリヴァツアとメナライの島名が記されている。口絵参照。

中核に、東西に日本・中国（清）の一部が描かれる。経緯度が引かれ、沿岸のかなり小さな島々まで、島名も形状も正確な近代地図である。口絵に原色図を掲載したので、鬱陵島とリアンクール・ロック（今日の独島＝竹島）が、韓国本土と同じ薄紫色に着色されて、韓国領土であることを確認してほしい。

部分拡大図で島名を見れば、鬱陵島には、Matsu-schima (Dagelet I) とある。リアンクール・ロックには、Liancourt (Hornet I) とあり、さらに西島に Skala Oltwutsa と命名し、東島に Skala Menelai と命名している。この命名は、1854年、プチャーチン露艦隊が、リアンクール・ロックを現地測量した際に名付けた島名である。リアンクール・ロックを現地測量した仏露英3国の調査を踏まえた当時最高の地図である。この地図を附図とした、ヘッセ・ヴェルテグ「KOREA」1895年刊は、韓国政府は、入手できたと考える。また、韓国政府が、付図のごとき、同様の地図も入手できたと考えるのは、仏露独の各国との外交・交誼からも至極当然であろう。

依テ本船ハ沖繩丸陸上ハ派遣スルハ收居シテ方ニ事ヲ急カ
 スニ今八時半完全ニ接尾ラズ遊ゲ得テ九時半沖繩丸
 ヲ幸ヒ松島乗帰途ニ上リ
 三月廿四日 PM. BC NWPT-2 1-4 30.24-30.15
 正在置 34-KY-ON 129-17-15E
 午前十時釜山沖ニ沖繩丸別本艦ハ速カラ増加シテ
 午後三時竹敷港ニ帰着シ麻ヶ島ノ北ヲ西ニ西ニ
 鐘船ニ投錨ス午後五時沖繩丸入港ス石炭塔前
 第十二艇隊佐渡團丸出港十人艇隊入港ス
 松島ニ於テリアニコルド岩突見者ヨリ聴取シタル情報
 リアニコルド岩韓人エラ独島ト書奉ル漢文書見タル
 テリヤニコルド岩ヲ呼称セリ別紙見在圖如クニ半岩岬ヨリ
 成リ西岬ヨリサ約四〇〇呎險阻ニテ極存シト困難ナリ

2737

ここで、ちょっと整理しますと、

- A,朝鮮政府の官僚で鬱陵島などの「東南諸島」開拓を指導した金玉均が 1894 年に日本で発行した「朝鮮輿地図」に現在の竹島（独島）を「松嶋」＝朝鮮領として記載
- B,1900 年、勅令第 41 号…鬱陵郡守が「鬱陵島」「石島」を管轄とする、とする。
- C,1904 年 9 月の時点で日本の軍艦新高の日誌に「リアンコルド岩を韓国人は独島と書き、日本人はリャンコ島と呼ぶ」と記載。

私は、この A,B,C と後記する鬱島郡主による韓国中央政府への 1906 年の報告から、やはり 1900 年の勅令第 41 号にある「石島」は現在の竹島=独島である、と思います。

③ 日露戦争下、「リャンコ島(竹島=独島)領土編入願」を利用

1904 年 2 月 8 日、日本軍連合艦隊は旅順港の露艦隊を奇襲攻撃して日露開戦。10 日に宣戦布告後、日本軍は 23 日、ソウルを占領して朝鮮政府に「日韓議定書」の調印を強要し「日本軍の活動の自由、臨機土地収容」を認めさせました。そして 8 月 22 日には第一次日韓協約を強要して、**財政・外交顧問を日本政府が推薦するもの**にしたのです。なにしろ、**日露戦争の目的は「朝鮮の完全支配」**ですから。そのためには邪魔なロシアはやっつけねばならない…

既に前年の 1903 (M36) 年 12 月 30 日の「**対露交渉決裂の際日本の採るべき對清韓方針**」という閣議決定には次のようにありました。

「**韓国に関しては如何なる場合に臨むも実力を以て之を我権勢の下に置かざるべからざるは勿論なり…**要するに韓国に対する政策は直接間接軍事と関係を有すること大なるを以て軍事上と併考し以て帝国の執るべき方策を決定せざるべからず」(外務省編『日本外交年表 並 主要文書』上、原書房) …カタカナは現代仮名遣い、漢字も新字体にしてあります。

この戦争さなかの上記、戦艦新高の日誌なのでした。「新高」記載の 4 日後、9 月 29 日に隠岐の西郷町の漁業者・中井養三郎が「リャンコ島領土編入並びに貸下げ願い」を内務、外務、農商務省の三省に提出しました。

(この原本は…名前が中井「善」三郎になってますが…アジ歴で見ることができます。

<https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi>)

以下、中心点を抜き書きします。

「隠岐列島の西八十五湊 朝鮮鬱陵島の東南五十五湊の絶海に 俗に **リャンコ島と称する無人島** 有之候」

「本島は如斯 絶海に屹立する最爾たる岩島に過ぎざれば、従来人の顧るもなく全く放委し 有之候。然る処、私儀 鬱陵島往復の途次 偶 本島に寄泊し、海驢(アシカ)の生息すること夥しきを見て 空しく放委し置の如何にも遺憾に堪へざるより 爾来 種々苦慮計画し 兪 明治三十六年に至り 断然意を決して資本を投じ、漁舎を構へ 人夫を移し 漁具を備へて 先づ海驢猟に着手致候。」

「**然れども本島は領土所属 定まらずして 他日 外国の故障に遭遇する等不測の事あるも 確乎たる保護を受くるに由なきを以て 本島経営に資力を傾注するは尤も危険の事に御座候。**」

「就きては事業の安全利源の永久を確保し 以て本島の経営をして終を完うせしめられんが為に 何卒 速に本島をば**本邦の領土に編入相成** 之と同時に 向ふ十ヶ年 私儀へ御貸下相成度、別紙図面相添此段奉願候也。」

中井から聞き書きをした奥原碧雲著『竹島及鬱陵島』…1907（M39）年発行、2005年ハーベスト出版により復刻版発行…によれば、中井は次のように語っています。

「かくて、海驢捕獲業の有利なるを知り、三十七年の漁期には、各方面より續々渡航し、競争濫獲の結果、種々の弊害を認めたる**中井養三郎氏はリャンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同國政府に貸下請願の決心**を起し、三十七年の漁期終わや、直ちに上京して、隱岐出身なる**農商務省**水産局員藤田勘太郎氏に圖り、**牧水産局長に面會**して陳述する所ありき。

同氏またこれを賛し、海軍水路部につきて、リャンコ島の所属を確めしむ。

中井氏即ち**肝付水路部長**に面會して、**同島の所属は、確乎たる徴證なく**、ことに、日韓両本國よりの距離を測定すれば、日本の方十裡近し、加ふるに、日本人にして、同島經營に従事せるものある以上は、**日本領に編入する方然るべし**との説を聞き、中井氏は遂に意を決して、リャンコ島領土編入並に貸下願を、内務外務農商務三大臣に提出せり。」

中井は最初、「りゃんこ岩（現在の竹島=独島）は**「朝鮮の領土と信じ」**ていたので**「同國政府に貸下請願」**を出すつもりだったのです。ところが**農商務省牧水産局長は「どこの国の領土か、海軍水路部に確かめに行け」と**言ったのです。

農商務省牧水産局長とは、前記、1898（M31）年当時、内務省警保局長として「漂民」事件の「韓国 松島」文書を受け取っていた牧朴眞です。**彼は「松島=りゃんこ岩（現在の竹島=独島）」が韓国領であることを認識**していました。にもかかわらず、中井に対して海軍水路部に「所属を確め」に行け、と唆しました。そこで、中井は肝付水路部長に会いしました。

この「肝付(海軍)水路部長」とは、肝付兼行です。前記したように『水路誌』作成責任者でしたから、「**りゃんこ岩**」=海図上「**リアンコルト岩**」「**Liancourt Rks**」が日本領ではないこと、朝鮮領であることを誰よりもよく知っていました。

では、なぜ、肝付は中井に対して「**同島の所属は、確乎たる徴證なく**」なんぞと、**真っ赤なウソ**について「**日本領に編入する方 然るべし**」などと、**中井を唆したたんでしょうか？**

肝付水路部長は…ま、個人としてではなく、**日本海軍として**ですが…**バルチック艦隊対策のために**（翌1905年5月27日から日本海海戦は始まります）この**リアンクール・ロック=独島=竹島に望楼（監視塔）・海底電線の設営を計画**していたのです。だから、中井の申請は渡りに船だったのでしょ。

こういう経緯で、中井は前記1904年9月29日付で「リャンコ島領土編入並びに貸下げ願ひ」を提出したわけです。しかし、実はスンナリとはいきませんでした。**内務省が反対**したのです。

1910年に中井養三郎自身が書いて島根県に提出した「事業経営概要」（『史的解明 独島（竹島）』慎鐮廬 インター出版 原文は1953年の島根県広報文書課編『竹島関係資料』第一巻/増田は未見）によれば、この時、内務省は…この役所にある公文書は明確に「りゃんこ岩=松島(現在の竹島=独島)」が朝鮮(韓国)領であることを示していました…以下のような理由で却下しようとしてしました。（日本領土編入後の1910年なので、中井は『竹島』

と書いています。)

「竹島に海驢（あしか）がたくさん住んでいる事実は鬱陵島近辺の漁民はよく知っていることであるが、……**本島(独島一著者)が鬱陵島に属し、韓国領であることを考慮し、将来統監府に行つて話し合うこともあるのではないかと**思つて上京し、いろいろ努力した。そして当時の**水産局長・牧朴真氏の助言**によって、本島が必ずしも韓国領でないのではないかという疑問が生じた。

その調査のためいろいろ動き回つた末、当時の**水路局長・肝付兼行將軍の判断を求めた。そして本島が全くどこにも属していない**という確信を持つようになった。

そこで事業経営上で必要な要件を全て申し上げ、本島を本邦領土に編入し、そして私に貸していただけるよう、内務、外務、農商部の3大臣にお頼みし、要望書を内務省に提出した。

すると**内務当局者は、この時局において(日露戦争中)韓国の領土の疑いがある大海の一滴のような岩礁ひとつのことで、目を光らせている諸外国から日本が韓国に対する領土の野心があると疑われては何の得にもならないので、はなはだ難しい案件だとして却下される**ところでした。

そこで、ここで引いてはならぬと思つて**外務省に走り、当時の政務局長・山座円次郎**に会い、大いに話し合いました。山座氏は、**時局が時局だけに本島の本邦への編入は全く急を用する**案件だと答えてくれました。

本島に監視所を設置し、無線及び海底電信を通せば、敵艦の動きを監視するのになおさら良いではないか。特に外交上、内務省のように考慮する必要はない。したがって即刻、要望書を本省にまわしておく方がよしい、と意欲満々でした。

こういう具合に結局、本島は本邦の領土に編入されたのです。」

④ 「竹島=独島」を大韓帝国政府が全く知らないうちにコソソリと「Japan has stolen」

明治政府は以下のように、1905年1月10日、内務大臣から『竹島』領土編入の閣議案を提出、28日に閣議で「**リャンコ島**」の領土編入を決定、「**竹島**」と命名しました。しかし、**官報告示はしませんでした。**

(アジ歴 公文類聚・第二十九編・明治38年第1巻 <https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/MetSearch.cgi>)

○閣議請議書と閣議決定書「無人島の所属に関する件」

北緯37度9分30秒、東経131度55分、隠岐島を距る 西北85浬に在る無人島は、**他国に於て 之を占領したりと認むべき 形跡無く、**一昨36年、本邦人 中井養三郎なる者に於て 漁舎を構え 人夫を移し、漁具を備えて海驢猟に着手し、今回 領土編入 並に貸下を出願せし所、此際 所属及び島名を確定するの必要あるを以て **該島を竹島と名け、** 自今、島根県所属隠岐司の所管と為さんとす。右、閣議を請う。

明治38年1月10日

内務大臣子爵芳川顕正

内閣総理大臣伯爵 桂太郎 殿

明治 38 年 1 月 28 日

別紙、内務大臣請議 無人島所属に関する件を審査するに、右は北緯 37 度 9 分 30 秒、東経 131 度 55 分、隠岐島を距る 西北 85 哩に在る無人島は、**他国に於て之を占領したりと認むべき形跡無く**、一昨 36 年、本邦人 中井養三郎なる者に於て 漁舎を構え人夫を移し、漁具を備えて海驢漁に着手し、今回 領土編入並に貸下を出願せし所、此際 所属及び島名を確定するの必要あるを以て 該島を竹島と名け、自今、島根県所属隠岐司の所管と為さんとすと謂ふに在り。

依て 審査するに、**明治36年以来、中井養三郎なる者 該島に移住し漁業に従事せる**ことは、関係書類に依り明なる所なれば **国際法上 占領の事実あるものと認め、之を本邦所屬**とし、島根県所属隠岐島司の所管と為し 差支無之儀と思考す。依て請議の通り、閣議決定相成可然と認む

「**明治36(1903)年以来、中井養三郎なる者 該島に移住し漁業に従事せる**」は真赤なウソです。「**飲料水もなき島に移住できるはずがなく**、また、中井が該島に出かけて海驢漁に従事したのは、年 1 回、海驢の繁殖期の 5 月頃の 10 日ほどにすぎない。」(『図説 竹島=独島問題の解決』) のですから、普通に判断力があれば「**国際法上 占領の事実あるものと認め**」ることはできないものです。

とにかく、**だれも住んでない、まだどこの国にも属していない無人島(無主地)を新発見して日本人が住んだんだから、日本の領土だよ、国際法で認められている「無主地先占」**なんだからいいんだよ、と強引に勝手に決めたのです。この時は、現在の日本政府お得意の「**日本固有の領土=一度も他の国の領土となつたことがない領土**」である」という主張はしていません。明治政府は、**竹島=独島は朝鮮(韓国)領土であり、「無主地」ではないことを、知っていました。**

通常、こうした「新領土編入」の閣議決定については極秘でない限り、政府は官報公示という手続きを取ります。「小笠原島」の場合は関係各国と交渉し、通知し官報公示しています。しかし、この『竹島』領土編入の閣議決定) に関しては「**極秘**」だったのです。「竹島」と名付けた島が朝鮮国(大韓帝国)という「**他国に於て之を占領したりと認むべき形跡**」有ることを日本政府は、**よ〜つく知っていた**、のですから、「極秘」にするしかないでしょう。

当時、韓国政府の外交顧問は日本政府が決定した者でしたが、まだ独立国だった大韓帝国は、1910 年に大日本帝国に併呑されるまで東京に公使館を置いていました。この閣議決定を官報に公示したら、大韓帝国公使のみならず、「**内務当局者**」が心配したように「**この時局において(日露戦争中)韓国の領土の疑いがある大海の一滴のような岩礁ひとつのことで、目を光らせている諸外国から日本が韓国に対する領土の野心があると疑われて**」しまうのは明らかでした。

で、当然、この閣議決定は新聞社にも知らされませんでしたから報道されることはなく、ほとんどの国民も日本在住の外国人(韓国人も含め)も、この事実を知ることはありませんでした。

では、どのようにして「公示」したんでしょうか? 実は島根県が 2 月 22 日に県庁に「新島」として所属を告示(第 40 号)した…明治政府がさせた…のです。「**県庁での告示は掲示板に告示とし、張り出す程度で、数日もすれば、はがしてしまうものであった。**」(『史的解明 独島(竹島)』) という程度の公示…

2005 年 3 月、島根県は「**告示 100 年**」を記念してこの日を条例で「竹島の日」としました。「**第一条 県民、**

市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。」となっています。

さて、島根県告示を受けて地方新聞の山陰新聞（現在、山陰中央新報）が1905年2月24日付で報道はしましたが、以下のような、たいへん細やかな記事でした。この記事に気づいた大韓帝国国民はいなかったでしょう。

「隠岐の新島

北緯 37 度 9 分 3 秒、東経 131 度 55 分、隠岐島を距る西北 85 裡に在る島嶼を竹島と称し、自今、隠岐島司の所管と定めらると県知事より告示せり。右島嶼は周囲 15 町位の二島より成る。周囲には無数の郡島散在し、海峡は船の碇泊に便利なり。草は生え居たるも樹木は無しと云う。」

日四十二月二年八明治明 (2)

●波羅的艦隊 (外務省) ●又々露都の騷擾 (外務省) ●露國皇帝肖像を破壊 (外務省) ●國民軍組織の決意 (外務省) ●戒嚴令施行 (全忠に依れば) ●脅迫書に對する (全忠に依れば) ●議會召集令 (全忠に依れば) ●馬賊取締 (全忠に依れば) ●第四回國債 (全忠に依れば) ●貴族院議事 (全忠に依れば)

●太公の難儀 ●生奇長求 ●平和の國誌

●波羅的艦隊 (外務省) ●又々露都の騷擾 (外務省) ●露國皇帝肖像を破壊 (外務省) ●國民軍組織の決意 (外務省) ●戒嚴令施行 (全忠に依れば) ●脅迫書に對する (全忠に依れば) ●議會召集令 (全忠に依れば) ●馬賊取締 (全忠に依れば) ●第四回國債 (全忠に依れば) ●貴族院議事 (全忠に依れば)

●太公の難儀 ●生奇長求 ●平和の國誌

つまり、大韓帝国政府(韓国の全ての人々)が全く知らないうちに「独島」は竹島と命名されて大日本帝国「領土」に「編入」されてしまったのでした。1945年8月14日に大日本帝国政府が受諾して降伏したポツダム宣言第八項は「カイロ宣言ノ條項ハ履行セラルベク」と言いますが、そのカイロ宣言は、日清戦争以来、中国から「Japan has stolen」したすべての領土を中国に返還するよう命じていました。

これに做えば、「竹島=独島」は、大韓帝国政府が全く知らないうちに「コソリ」と「Japan has stolen」した韓国領土である、ということは明らかです。現在の韓国の主張「独島は日本帝国主義により最初に侵奪された島」というのは明々白々の歴史事実です。

外務省 HP は、この過程を以下のように言っています。

竹島の島根県編入

1、今日の竹島において、あしかの捕獲が本格的に行われるようになったのは、1900年代初期のことでした。しかし、間もなく あしかは過当競争の状態となったことから、島根県隠岐島民の中井養三郎は、その事業の安定を図るため、1904(明治37)年9月、内務・外務・農商務三大臣に対して「りやんこ島」(注)の領土編入及び10年間の貸し下げを願い出しました。

(注)「りやんこ島」は、竹島の洋名「リアンクール島」の俗称。当時、ヨーロッパの探検家の測量誤りなどにより、鬱陵島が「松島」と呼ばれるようになり、現在の竹島は「りやんこ島」と呼ばれるようになっていました。

2. 中井の出願を受けた政府は、島根県の見解を聴取の上、竹島を隠岐島庁の所管として差し支えないこと、「竹島」の名称が適当であることを確認しました。これをもって、**1905(明治38)年1月**、閣議決定によって同島を「隠岐島司ノ所管」と定めるとともに、「竹島」と命名し、この旨を内務大臣から島根県知事に伝えました。この閣議決定により、**我が国は竹島を領有する意思を再確認**しました。

3. 島根県知事は、この閣議決定及び内務大臣の訓令に基づき、1905(明治38)年2月、竹島が「竹島」と命名され隠岐島司の所管となった旨を告示するとともに、隠岐島庁に対してもこれを伝えました。なお、このことは**当時の新聞にも掲載され広く一般に伝えられました。**

もう、日本政府の主張の真赤なウソは明白ですね!

「我が国は竹島を領有する意思を再確認」????? 一度目の「我が国は竹島を領有する意思を」、いったい、いつ「確認」していますか?

「元禄竹嶋一件」、「天保竹嶋一件」、「明治10年、島根県地籍編纂方針に対する太政官指令」と再確認どころか、**3回にわたり、「我が国は竹島を領有」していないことを確認**していました。この**1905年1月28日の極秘閣議決定以前に「我が国は竹島を領有する意思を」一度も確認したことは無い**、というのが**歴史事実**です。

あの、**地方紙の山陰新聞の小さな記事一つで…**ま、もう一紙、地方紙にも出たようですが…どうして「**当時の新聞にも掲載され広く一般に伝えられました。**」なんぞと胸を張れることができるのでしょうか…

では、**大韓帝国政府は、いつ、どのようにして、「独島」を「Japan has stolen」ということを知ったのでしょうか? 実は、これは偶然**だったのです。

「1906年3月28日に島根県第三部長の神西由太郎が鬱陵島を訪問した際のことであった。…そもそもの目的であった竹島視察途中に天候が悪化したので鬱陵島に避難したものである。したがって、最初から竹島の日本領編入を韓国側に伝える意図をもって派遣されたものではない。」(『竹島——もう一つの日韓関係史』) のですが、神西が鬱島郡主の沈興澤に告げた内容が山陰新聞に載っています。

以て目下衛生試験場に於て繋留しあり神
西部長は鬱陵島に到り郡守を訪ふて「余は
大日本帝國島根縣の勸業に従事する役員
貴島と我が管轄に係る竹島は接近せり又
貴島に我が邦人の滞留するもの多し萬事に
つき懇情を望む又貴島を視察するの豫定
れば何か進呈すべきものを携帶すべかりし
を今回避難の爲め偶然にも看島せし譯にし
て何れも贈呈するものなし幸に茲に竹島に
於て海驢を獲たれば贈呈せんとす受納あら
ば幸甚」と郡守答へて曰く「然り滞留の貴
邦人に就ては余に於て充分保護すべし又海
驢の贈呈を受く若し海驢にして味美あり
せば再び贈與を望む」云々

山陰新聞 (現山陰中央新報)

1906年04月01日

そこで、驚いた鬱島郡主の沈興澤は「翌日これを上司である「江原島觀察使と内部（現在の行政安全部：日本の内務省に当たる）に報告書を上げました。」「沈興澤郡守の報告を受けた江原道觀察使署理（代行）兼春川郡守の李明来は、1906年4月29日、これを議政府に報告しました。

鬱島郡守沈興澤の報告書には、本郡(鬱島郡)に付属する獨島が100里あまりの距離にあります。今月4日(3月28日)辰時(午前7~9時)頃、船一隻が鬱島郡道洞浦にやってきて停泊し、日本の官吏一行が郡庁を訪れ自ら曰く『獨島が今や日本の領土となり、視察のために島を訪れた』とし、...先ず世帯数、人口、土地、生産量を尋ね、次に人員及び経費がどれくらいかを聞き、諸般の事務を調査しようとして記録を取って帰り、これを報告します

ので、事情を調べて把握することを願いますと書かれていて、ここにご報告しますので、事情を調べて把握しますようお願い申し上げます。」

(以上は韓国外交通商部 HP 「郡守の沈興澤が獨島に関して報告した内容は何(美獨島)」より)

これから分かることは、1900年の勅令第41号そのものには、鬱島郡主は『獨島』を管轄する」という明文は無く、あったのは「石島」という文言だったけれども、1906年4月には「**鬱島郡主は『獨島は鬱島郡に附属し、管轄している』と明瞭に書いている**」という事実です。つまり、**1900年の大韓帝国勅令第41号に基づいておかれた『鬱島郡主は『鬱島郡に附属する獨島』を管轄していたわけですから、勅令にある「石島」は獨島であることは明白**です。

これに対して大韓帝国の最高行政機関であった議政府は、同年5月20日、次のような指令を発しました。(「指令第3号」)

送られてきた報告は読んで知っており、**獨島が(日本)領土になったとの話は全く根拠がない**ため、島の状況や日本人がどのように行動したかを改めて調査し報告すること。

(韓国外交通商部 HP「同」)

ただ、**同年11月17日、第二次日韓協約(「乙巳保護条約」)**を、日本軍(実力)による威嚇…1903年、日露戦争前の閣議決定「**韓国に関しては如何なる場合に臨むも実力を以て之を我権勢の下に置かざるべからざるは勿論なり**」を**実践!**?…によって調印させられて外交権を剥奪され、一岩礁どころか国全体を失う危機に陥った大韓帝国政府は、これ以上のことはできなかったのです。

そして、12月21日には韓国統監府が設置され、初代統監に伊藤博文が就任、1907年7月24日には日韓協約(第3次)を日本軍(実力)による威嚇によって強要し、韓国軍隊を解散し、警察権も剥奪します。**1909年7月6日には、日本政府は閣議で韓国併合方針を決定**しました(『日本外交年表 竝 主要文書』上)。10月26日、安重根がハルビン駅で伊藤博文を射殺しましたが、**1910年8月22日、大日本帝国は「韓国併合条約」の締結を強制**し(高宗皇帝は捺印していません)、韓国植民地化は完了します。

啄木は「地図の上 朝鮮国に 黒々と 墨を塗りつつ秋風を聴く」と詠いました。そして、同年、日本国内では帝国政府が「大逆」事件という一大デッチアゲ事件を起こし、幸徳秋水ら罪なき人々を11名も処刑し、社会主義は「冬の時代」に入りました。

1923年の関東大震災時、混乱に乗じて日本の軍官民は朝鮮人大虐殺を行い、社会主義(無政府主義)者の大杉栄・伊藤野枝夫妻(6歳の大杉の甥まで)を虐殺し、亀戸南葛労働会の平沢計七・川合義虎らを亀戸警察署で虐殺…そして昭和天皇の下、満州事変からはじまった中国侵略から拡大したアジア・太平洋戦争に日本国民は引きずり込まれていきました。

8、サンフランシスコ条約と竹島

1945年8月14日、昭和天皇ヒロヒトは、自国民310万人を殺し、アジア諸国の2千万にも上るといふ人々を殺戮した果て、ソ連参戦で「天皇制危うし」となって、やっとポツダム宣言を「帝国政府をして」受諾させ降

伏しました。降伏文書調印は9月2日。日本人は昭和天皇ヒロヒトがポツダム宣言を朕の「帝国政府に受諾させたこと」をラジオ放送した、というだけの8月15日を「終戦」記念日としていますが、本当の「終戦」＝敗戦記念日は1945年9月2日です。

日本は連合軍（GHQ）の占領下におかれ、1947年5月3日、日本国憲法が施行されて、天皇主権の非民主主義国家だった「大日本帝国」は消滅し、国民主権の民主主義国家である「日本国」が誕生しました…誕生した、はず…。

1945年9月2日の降伏文書には「『ポツダム』宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト」を「約す」となっていました。この宣言の第8項は「『カイロ』宣言ノ条項ハ 履行セラルベク 又 日本国ノ主権ハ 本州、北海道、九州 及 四国 竝ニ 吾等ノ決定スル諸小島ニ 局限セラルベシ」です。カイロ宣言（1943年12月1日の発表）は、単なる宣言からポツダム宣言に包含されて、**日本政府を拘束する条約**となったわけです。

そして、このカイロ宣言には以下の内容があります。

（「日本国憲法の誕生」（国会図書館 HP <http://www.ndl.go.jp/constitution/>

カイロ宣言 http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/002_46/002_46tx.html

「日本国ノ侵略ヲ制止シ 且 之ヲ罰スル（restrain and punish the aggression of Japan).」

「日本国ハ 又 暴力 及 貪慾ニ依リ 日本国ノ略取シタル 他ノ一切ノ地域ヨリ 驅逐セラルヘシ

Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed.」

「朝鮮ノ人民ノ奴隸状態… 總テ朝鮮ヲ自由 且 独立ノモノタラシムル

the enslavement of the people of Korea…in due course Korea shall become free and independent.」

さて、1946年1月29日のGHQ覚書677号（SCAPIN677）の第3項、及び6月22日の覚書1033号（SCAPIN1033）は、いわゆる「マッカーサーライン」について以下のように記します

「覚書677号

この指令の目的を執行するために、**日本領**を次のように規定する。日本の四州（本州、北海道、九州、四国）と隣接した約1000個の小島を含む、これらに含まれる島は 対馬島および北緯30度以北の琉球、南西諸島、である。そこで**除かれる**のは、

(a) 鬱陵島、**リアンクル島(独島=竹島)**、濟州島、

(b) **北緯30度以南の琉球諸島**（口之島含む）、伊豆、南方、小笠原および硫黄群島と大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島、中之鳥島を含む他のすべての外部太平洋諸島、

(c) **千島列島、齒舞群島**、（小晶、勇留、秋勇留、志葵、多楽島などを含む）、**色丹島**などである。」

「覚書1033号

日本の船舶および乗務員は今後、北緯37度15分、東経131度53分にあるリアンクル岩(独島、竹島—著者)の12海里以内に接近してはならず、また同島への接近はいかなる場合においても禁止する。」

（『史的解明 独島（竹島）』）

ただ、677号は第6項で「この指令中のいかなる規定もポツダム宣言の第八条に述べられている諸諸島の**最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない**」とし、1033号も「第5項には、『この許可は、当該区域又はその他のいかなる区域に関しても、国家統治権、国境線又は漁業権についての最終的決定に関する連合国の政策の表明ではない。』と明記されています。」

(外務省 HP「第二次大戦後の竹島」http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_taisengo.html)

以下は『サンフランシスコ平和条約の盲点』（原貴美恵 溪水社）によります。

「とはいえ、**米国政府は当時、朝鮮に帰属させる方向で竹島処理を進めていたものと思われる。**

同時期に SWNCC で検討された文書に、一九四六年六月二四日付の『旧日本支配下の委任統治領及び諸離小島の信託統治及び他の処理方法に関する方針』と題された SWNCC 五九・一がある。この中の信託統治対象外地域の項目では、**竹島が濟州島、巨文島、鬱陵島と共に朝鮮の領土として明記**され、同文書の巻末(付録)には、次のように記載されている。

朝鮮諸島—カイロ宣言は、朝鮮の自由と独立を要求している。**濟州島、巨文島、鬱陵島、竹島、及び朝鮮の全ての沖合小島は、歴史上 且つ行政上 朝鮮の一部**で、主に朝鮮人が居住しており、朝鮮の一部として考慮されるべきである」

しかし、肝心の朝鮮半島は、米ソの分割占領を経て、1948年、北緯38度線において北と南の分断国家となっ
てしまいました。この独立において「大韓民国政府はアメリカ軍政庁から竹島（独島）に対する統治権を引き継ぎ、独島を慶尚北道鬱陵郡鬱陵邑独島里 1-96 番地として、行政を及ぼす措置をとることにする。」（『竹島・独島史的検証』）のです。

では、『サンフランシスコ平和条約の盲点』によって、1951年9月8日に調印されたサンフランシスコ平和条約の成文が完成するまでを見ていきますと以下ようになります。

1947年3月・11月、1948年1月、1949年10月・11月までの5次にわたる米国案では「**竹島は朝鮮領**」と**明記**されていました。この最後の草案に対して同月、駐日政治顧問ウイリアム・J・シーボルトから意見書が出され、状況が一変します。

「リアンクール岩(竹島)の再考を勧告する。**この島に対する日本の領土主張は古く、正当**と思われる。**安全保障の考慮がこの地に気象およびレーダー局**を想定するかもしれない。

Recommend reconsideration Liancourt Rocks(Take-shima). Japan's claim to these islands is old and appears valid. Security considerations might conceivably envisage weather and radar stations thereon.]

(<http://windows2012.bakufu.org/takeshima7a.htm> このブログは「竹島＝日本領」と考える人のものですが、原史料がそのまま載せてあるので重宝します。日本語訳は、ちょっと、直訳で分かりにくいのですけど)

この頃は**中華人民共和国が成立し、東西冷戦の中、日本は米国陣営の最前線と位置づけられる**に至っています。米ソの冷戦の激化で、アメリカの対日占領政策は、**民主化・非軍事化から「米国のアジア戦略」の「中核的位置**を占めるようになっていた…北朝鮮の共産主義政権が半島全体を支配する可能性も否定できなかった当時、日本海上にある『**竹島は、朝鮮領土でない方が米国にとって好都合**と考えられたのであろう」(原『同書』)

要するに、駐日政治顧問ウイリアム・J・シーボルトは「**安全保障の考慮**」、つまりは**アメリカの軍事戦略上**から、

竹島に対北朝鮮・ソ・中(共産主義)対策用に米軍のための「気象およびレーダー局」を設置したらいいのではないかと、という観点から、竹島を日本領にしておこう、と提案したわけなのです。

これって、1905年に日本が独島＝竹島を、コソソリと日本領に組み入れた時の論理と同じですね。

シーボルトが、なぜ竹島に関する「日本の領土主張は古く、正当」と思ったのかについては、日本政府の働きかけがあったらと推測されますが、直接の証拠はないようです。結果として、1949年12月の第6次米国草案からは日本が保持する諸島に竹島が加わりました。

そして1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発。同年8月、国務省顧問に就任したダレスの下で、これまでの草案に大幅な変更が加えられた草案では竹島のみならず、済州島も消えました。9月作成の草案は朝鮮に関する項は同じです。ただ、アメリカ政府は、この年の秋のオーストラリア政府の照会に対し、また1951年8月…講和会議1カ月前…には韓国に対しても、**竹島は日本領として保持される旨**、回答しています。(原、『同』)

この時期、イギリスも平和条約草案を作っています。1951年4月の英国草案では、**緯度経度で国境は明確に示され、竹島は朝鮮領となっていました。翌5月、米・英の交渉により、共同案**が作成されます。これには済州島、巨文島および鬱陵島を朝鮮領と明示することは復活しましたが**竹島には触れられていません。**

そして1951年9月8日に調印され、翌年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約では以下のように『**竹島**』は明記されず、曖昧なままになりました。

「第二条

- (a) **日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」**

この平和条約が締結されたけれども、まだ発効していない1952年1月18日、韓国・李承晩政府は海洋主権宣言を発して、マッカーサーラインを引き継ぐ形で、いわゆる李ラインを設定し、事実上、竹島を韓国の領土とし、現在まで実効支配を続けているわけです。

原、前掲書によれば、サンフランシスコ平和条約と竹島問題の総括は以下のようになります。

「サンフランシスコ平和条約における朝鮮の処理は、こういった背景…冷戦の激化(増田)…の下に準備され、**疑いなく起草国、特に米国の利害を反映**したものであった。初期の平和条約草案は、国務省の戦時研究に基づいており、『**厳粛な平和**』計画と同盟国間の協力というヤルタ精神を広く反映していた。

米国の平和条約草案作成における最初の転機は、『封じ込め』政策の創始者であるジョージ・ケナン率いる政策企画室による冷戦思索の導入によって訪れた。**日本は米国のアジア戦略において中心的地位**を与えられ、対日平和の方針は「厳粛」から「寛容」へと変わる。**日本の経済復興と親米政権の樹立が、米国の占領政策の第一目標**となり、平和条約の起草は、明確な米国政策が構築されるまで延期された。

条約草案の作成が再開されると、シーボルトは一九四九年十一月の意見書の中で、草案には米国の冷戦政策がより明確に反映されるべきであると促した。第二の転機はダレスの着任であった。一九五〇年二月の中ソ同盟の締結、そして同年六月の朝鮮戦争勃発で、中ソ離反への期待は崩れ去る。米国のアジアにおける消極的関与政策は、中国と朝鮮を舞台に積極的『封じ込め』或は介入政策へと発展し、その結果、日本の重要性は更に増し、米

国政策は日本の西側確保へと転じていく。

竹島処理にも、この米国の対日政策は反映されていた。(韓国では)既存の反日感情も重なり、竹島(独島)問題は、朝鮮半島における米国政策全般への不満を象徴するかのよう噴出した。結局、共産主義は朝鮮半島の三八度線で『封じ込め』られ、韓国は西側陣営に留まった。

三八度線がアジア冷戦の実際の前哨として留まる一方、もう一つの前哨、或は『楔』は、**日本と韓国の間に残されたのである。**「**竹島問題は、直接的及び間接的にも、米国冷戦政策の結果として発生した問題**ということが出来よう」

現在、日本政府は、アメリカ政府と韓国政府との上記 1951 年などの「これらのやり取りを踏まえれば、サンフランシスコ平和条約において竹島は我が国の領土であるということが肯定されていることは明らかです。」と主張しています。(外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_sfjoyaku.html)

韓国の主張は、政府系の政策研究・推進機関である「東北アジア歴史財団」…独島研究所を傘下に置いています…の刊行したパンフ『日本人が知らない独島 10 の真実』を見ると以下ようなものです。

SCAPIN677 を示し「このように、連合軍司令部が独島を日本の領域から分離して扱ったことは、日本が『暴力および貪欲により略奪した』領土を放棄することを明示したカイロ宣言(1943年)やポツダム宣言(1945年)によって確立された連合軍の戦後処理政策に拠るものである。即ち、**独島は日本が日露戦争中に暴力と貪欲によって奪った地であり、日本が放棄すべき韓国の領土だったのである。**

1951年9月に締結されたサンフランシスコ講和条約もこのような連合軍の措置を継承した。したがって、講和条約に独島が直接的に明示されることはなかったものの、日本から分離される韓国の領土に独島は当然含まれていたと見るべきである。独島よりさらに大きな無数の韓国の島々もひとつひとつが示されてはいない。韓国のすべての島を条約の中で挙げることは不可能だったためである。

また、日本が独島領有権の根拠としてあげている『ラスク書簡』は、連合軍全体の意見ではなく米国だけの意見であり、独島領有権を決定するにおいていかなる効力ももちえない。

1945年8月の連合軍の勝利、1948年8月15日の国連決議に拠る大韓民国政府の樹立にしたがって、独島は朝鮮半島の付属島嶼として回復された。サンフランシスコ講和条約はこれを確認したものである。

結局、北はもちろん、韓国もサンフランシスコ会議に招かれず、当然、サンフランシスコ平和条約に調印していません。1949年12月の草案ではアメリカは大韓民国を締結国に入れようとリストに入れていましたが、1950年8月のダレスの下での最初の草案で締結国リストは削除され、以後、復活しませんでした(原・前掲書)。

条約法条約(「条約法に関するウィーン条約」1969年)によれば、「第34条 **条約は、第三国の義務又は権利を当該第三国の同意なしに創設することはない。**」のです。もちろん、この条約はサンフランシスコ平和条約の時にはありませんでしたが、この原則は国際慣習法として当時でも有効でした。ま、「国際慣習法」なんてことでも、他人の財産を他者の二人が勝手に処分する約束…A「あなたに、Cの土地をあげるね。」、B「O.K! Cの土地を私Bのものにするよ。」!?…なんてことはできないのは常識で分かりますけどね。サンフランシスコ条約の調

印国でない韓国はサンフランシスコ条約によって不利益を被る筋合いはないでしょう。

実は「1953年12月09日 ダレス国務長官の書簡」というものがネット上に公開されています。もちろん、当時は「SECRET SECURITY INFORMATION」です。

<http://take8594goole.wiki.fc2.com/wiki/1953-12>

「**米国が平和条約をポツダム宣言下での決定と見なしており、そして平和条約で『竹島を日本に残した』**にもかかわらず、またポツダム（宣言）や条約、行政上の合意事項に沿った活動等に我々も参加したにもかかわらず、**平和条約から発する日本の国際的な領土紛争や他の紛争を平定したり介在したりすることが自動的に我々の義務になるとは必ずしも言えない。**

竹島に関する米国の見かたは多くの条約署名国の中の一つの見方に過ぎない。第22条項は条約紛争を平定させる目的で枠組みが作られた。第1275文書の第3項に述べられている新たな要素である**日本が『大韓民国の竹島に対する不当な申し立てから 米国が日本を守るべきだ』**と感じることは安保条約下で米国の活動として**正当な要求だとは考えられない。**

日本政府に対する望ましい影響ではないが、**安保条約は米国側に法的責任を表すものではなく、日本は安保条約の利益を司法上の解決に敏感な問題に分散させるべきでない**ということを理解すべきである。それ故、1952年11月26日付 DEPTTEL 釜山宛 365 号情報東京 1360 号および DEPTTEL1198 号で述べられているように**米国は韓国の竹島に対する要求に由来する領土紛争に巻き込まれてはならない。**

「**米国は韓国の竹島に対する要求に由来する領土紛争**」の種をまいておきながら、「**巻き込まれ**」るのは、**イヤ**なんです。そりゃ、そうでしょうけどね（笑）…

結局、「**米国冷戦政策の結果として発生した『竹島問題』**という日本と韓国との間に打ち込まれた『**楔**』は、**日韓両国の誠実な交渉によって抜くしかない**のです。

ということで、最終章は、日韓条約です。

9、日韓条約と竹島

日韓国交正常化に向けた日韓会談＝国交正常化交渉の始まりは、Wiki をひきますと以下です。

「アメリカの斡旋で日韓は国交正常化交渉に向けて、1951年10月20日…サンフランシスコ条約調印から約1カ月後（増田）…に予備会談を開始した。会談は東京の**連合軍最高司令部**（SCAP）でシーボルド外交局長の立会いのもとに行われた。」

で、これがまとまったのは1965年6月22日ですから、足掛け14年もかかったことになります。なぜ、そんなに長くかかったかという、会談決裂、長期中断を何度も繰り返し、やっと第7次の会談でまとまったからです。

では、なぜ、1965年までかかり、どういうことでまとまったのかについて、南基正「戦後日韓関係の展開—冷戦、ナショナリズム、リーダーシップの相互作用」（『GEMC Journal』2012,7.東北大学大学院法学研究科・法学

部) http://www.law.tohoku.ac.jp/gcoe/wp-content/uploads/2012/04/gemc_07_cate3_2.pdf

の記述がよくまとまっていると思いますので、以下、ご紹介します。(太字強調は増田)

「7次にわたる交渉では、**歴史の清算を要求する韓国**と、**懸案の法律的解決に固執する日本**が対立し続けたが、お互いを引き合わせ最終的に合意に至らせたのは、**安全保障の論理**であった。そしてそれは**アメリカの望むこと**でもあった。朝鮮戦争勃発という事態に乗じてロール・バックを試みた米国だが、中国の参戦で失敗し、朝鮮戦争が休戦で収束した結果、冷戦は長期化することが予想された。米国は**反共の前哨**であり、朝鮮戦争を経て『**戦場国家**』とも呼べるような**国家体制に変貌した韓国**と、**朝鮮戦争を通じて米軍の基地としての役割を演じ、『基地国家』と化していた日本**を結ぶことによって、東アジアにおける地域統合を完成し、反共戦線の安定化を図っていた。一方、李承晩は過剰な『戦場国家』意識に立ち、日本に対して反共戦線での共同行動を要求したが、軽武装経済主義路線に立っていた吉田茂はこれを拒否した。李承晩にとってそれは背信行為であり、そこからくる喪失感是对日『自主化ナショナリズム』の達成により補われなければならなかった。

李承晩は日本との対話の前提として何よりもまず、**日本の謝罪と日韓間平等関係の確認**を要求した。日韓会談を前にして李承晩が日本に対してもっとも強力に要求していたのは、『**過去の過ちに対する悔恨**』と『**現在と将来にわたり我々を公正に相手する**』という新しい決意と具体的建設的証拠』であった。

なかでも、韓国側が示した『新しい決意と具体的建設的証拠』とは**請求権問題の解決**であった。しかし会談に臨む日本側は請求権問題を日韓会談の議題にすることにさえ消極的であったばかりか、日本側は韓国に対して日本も請求権を要求することができると主張した。

日本の逆請求権主張に対して李承晩は当然反発し、日本に対する懲罰に出た。いわゆる『**平和線(李承晩ライン)**』を侵犯した日本漁船の掌捕を命令し、漁民に対する刑事処罰まで想定した捕獲審判令を公布するなど一連の強硬政策に出たのである。これが日韓間の漁業紛争を本格化させる契機になった。このような雰囲気の中なかで 1953年 10月に行われた第三次日韓会談は、第二回会議の席上で、いわゆる「久保田妄言」が突出したと伝えられると韓国の対日世論が悪化し、日本側も対立の姿勢を崩さなかったため結局、会談は決裂してしまった。以後、李承晩政権での日韓会談は、1960年 4月の学生革命によって、政権を追われるまでいかなる具体的な進展を見ることができなかった。李承晩政権期は、強力な『自主化ナショナリズム』の時代で、あった。」

「最終的に合意に至らせたのは、**安全保障の論理**」と南氏は書かれていますが、それと、もう一つ、根本的なことがあります。クーデターで政権を奪取し、独裁政治を行った 1965年当時の朴正熙大統領は…日本名「高木正雄」。満州国軍官学校を卒業後、日本の陸軍士官学校に留学し卒業。その後、満州国軍の将校の時、大日本帝国は敗戦 (Wiki より) …**とにかく開発独裁のための資金が必要だった**ことです。そのためには、**日本の「経済協力金」が絶対に必要**だったので、「最終的に合意」=妥協が成り立った、ということだと私は思います。

さて、本題の「竹島=独島」の問題に戻ります。結局のところ、これまで見てきたとおり、これは**歴史認識の問題**なのです。

大日本帝国憲法とは 180度真反対の日本国憲法を国の基礎とする日本国政府が、大日本帝国の武力による侵略と植民地支配という『**過去の過ちに対する悔恨**』と『**現在と将来にわたり我々…韓国 (増田) …を公正に相手する**』

いう新しい決意』を持っているかどうかの問題です。そして、**日本政府には全く、それが無かった**ことは、1953年10月6日～21日に行われた第3次会談を決裂させた日本側首席代表の外務省参与久保田貫一郎の言行から明瞭です。

参議院水産委員会質疑での久保田の説明（10月27日）を、かいつまみながらですが…なにしろ長いので…見てみます。（東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室、データベース『世界と日本』<http://worldjpn.grips.ac.jp/>）

「それはこの十五日の請求権の分科会と言いましようかの席上のことでございます。

…

若し日本のほうでそういうふうな政治的な要求を出すということが前から韓国のほうでわかっておつたと仮定すれば、韓国側のほうでは朝鮮総督の三十六年間の統治に対する賠償を要求したであろう、そう出て来たわけでございます。

そこで私どもとしましては韓国側がそういうふうな朝鮮総督政治に対する賠償というふうな、それほど政治的な要求をいたさなかつたことは賢明であつたと思う、若し韓国側のほうでそういう要求を出しておつたならば、日本側のほうでは**総督政治のよかつた面、例えば禿山が緑の山に変つた。鉄道が敷かれた。港湾が築かれた、又米田……米を作る米田が非常に殖えた**というふうなことを反対し要求しまして、韓国側の要求と相殺したであろうと答えたわけでございます。

そういうところからいわゆる朝鮮総督府の政治のことが出て来たわけございまして、それがまあいわゆる新聞で久保田発言と申されましたものの始まりでございます。これでおわかりのように、私どもとしましては、この朝鮮総督のことなんかは、日韓会談におきましては未だ曾つてこの四月始まつて以来我が方から口に出したことはなかつたわけでございます。

今回も向うのほうから言い出されなければ勿論言及するつもりはなかつたのでございましてけれども、凶らずも向うからそう出て来たものでございまして、必要な意見を述べたというわけでございます。そうしますと向うのほうではだんだんとそれから深入りしまして、**朝鮮総督政治は決して朝鮮の民衆を利したものではない、日本が警察政治で以て韓国民を圧迫して、そうして搾取したのだし、それから自然資源なんかも枯渇せしめたのだ、そうであればこそカイロ宣言に韓国の奴隷状態ということを連合国が言つておるじやないか**というので、いわゆる韓国の奴隷状態でカイロ宣言が問題にされたわけでございます。

それに対しまして私は、**カイロ宣言は、戦争中の興奮状態において連合国が書いたもの**であるから、現在は、今連合国が書いたとしたならば、あんな文句は使わなかつたであろうと一言答えたわけでありまして。そして、これがいわゆる私の発言と申されましたものの第二点でございます。第一点は総督政治の問題、第二点はカイロ宣言、第三点は、その前から問題でございました日本の請求権の主張というもので…」

実は久保田は、この質疑前日の26日に「日韓会談決裂善後対策」という極秘文書を作成していました。「日韓会談文書・全面公開を求める会」が、日本政府に何度も情報公開請求を行って開示された膨大な文書をHPで公開してくれていますが、以下の一覧リストで、「日韓会談決裂善後対策」は文書番号1062にありました。

<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nihonkokai/saisyu.htm>

（外務省指定のフジゼロックス Docuworks が必要。ネットで無料ダウンロードできます。）

全文は、私の作業が大変なのでお許しいただき（笑）、一部をスキャンしました。これを見て分かることは、**大日本帝国による植民地支配に対して日本政府の官僚たちが「全くの無反省」**なのと、すでに日本国憲法が施行されて6年も経っているのに、**9条など歯牙にもかけていない**ことが…まだ、保安隊の時代ですが（翌年、自衛隊に）…歴然で、暗然とします。まあ、昭和天皇ヒロヒトをはじめとして、こういう外務官僚どもも含めた日本支配層だけではなく、「暴力と食欲により」いかにして朝鮮を植民地にし、支配したかの真実を知る機会が無かった大多数の日本国民も、この程度の意識だったでしょうけど…

この極秘文書について上部の数字に沿って説明します。「2」(ロ)は「4」の上の「今尚持っている。」というところまでは前記質疑でも公言しています。さすがに「彼等が此の思い上がった雲の上から…降りて来ない限り 日韓問題の真の解決はあり得ない」は国会では言っていません。「極秘」(笑)…どちらが「思い上がり」ているのでしょうか?…韓国政府が「**日本の謝罪と日韓間平等関係の確認**を要求」すると、日本政府にとって、それは「思い上がり」なのでした。

「17」「18」の(三)も、公言するわけにはいかない日本支配層のホンネですね。日本国憲法など、頭にありません。

「韓国の思い上がった態度は、我方に実力…軍隊ですね(増田)…がないことに依って一層助長されている。元来自大主義的な韓人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。」って!?! 元来、日本「人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。」という気がしますが(笑)…トランプに対するあの態度!?

「竹島問題、所謂李ライン問題の如き 我方の完全に正当な主張は**実力の裏付けを以てしても貫徹出来る位な武力はあって然る可き**である。」って!?! 「武力=軍隊」さえあれば「武力による威嚇」「武力の行使」(日本国憲法9条が禁止するもの)を以て、竹島を奪還し、李ラインも廃止できるものを…と切齒扼腕!?

前記・南論文には次のようにあります。

「日本と朝鮮が共に連合国の占領統治を受けるようになり、日本と朝鮮は直接向かい合うことなく連合国を介して対面することになった。**日本と朝鮮は直接交渉をもって帝国一植民地関係を解消することができず**、アメリカの占領(朝鮮半島の北部ではソ連の占領)のもとで脱帝国と脱植民地化を図ることとなった。従って、その両過程はそれぞれ別々のもののように進展し、アメリカの東アジア政策に大きく影響されるようになった。そして、日本と朝鮮が直接向かい合うことなく時間が流れていくうちに、米国の東アジア政策は冷戦の進展に影響され、帝国主義克服の課題は留保されるようになっていった。**帝国主義体制は冷戦体制のなかに隠蔽された**のである。」

大日本帝国の帝国主義(者たち)は、公には絶対にその顔を出すことはできなくなりましたが、**隠蔽しきっているその帝国主義者の顔が「極秘文書」には平然と顕れています**。特に最後!?!「18~20」の「(四) **李承晩政権の打倒**」!?!…そりゃ、李承晩は独裁者で自国民さえ反対者は弾圧虐殺している反民主主義者ではありますが、外国政府の官僚が、自国の気に入らない外国政権「打倒の努力を開始すべき」とは…これは外国政府が、自分に気に入らない外国政府へのクーデターの「努力を開始すべき」と言っているのと同じです。(アメリカがチリやシリアなど方々でやったことですが…「沖繩米軍基地を最低でも県外移設する」と公約した鳩山由紀夫政権が、あっという間に「打倒」されたのも裏にどこかの国の「努力」があったかも…)

極◎
秘◎

次下

大序

日韓会谈决裂善後対策

久野

昭和十八年十月廿六日

一、日韓会谈は表面韓国側の説弁的、非外交的
態度に依り决裂の余儀なきに至つた。このこと
は遺憾である。然し此の韓国の態度の根底を
為すものは左の二つの考へ方であつて、これが改
められない限り将来も会谈の円満な解決は至

難である。

二
三
の 三十二年間に亘る總督政治は韓國のあらゆる方面に害のみを與えた。日本がフィリピンに僅か数年居たあげて巨額の賠償を要求されて居るではないか。朝鮮はフィリピン以上に賠償請求権がある筈ではないか。

の 被圧迫民族（朝鮮）の解放と独立は、大戦後の最も高い國際法の新原則である。此のより高い原則の爲に、從屬的な私有財産尊重の原則も変更され、其結果日本の在韓財産は私有財産も含めて一切没収

4.

よむたのである。講和条約前に朝鮮の独立
が認められ、朝鮮から日本人が裸で放逐さ
れたのも此の新原則の適用である。

このような考え方の結果、朝鮮人は、第一次大戦
の寵臣として、またかち日本に對し戦勝國であ
り陳謝を要求すべきであるかの如き錯覺を
今尚持つてゐる。彼等が此の思の上つた雲の上
から、国際社会の通念と外交會議の常識の通
用するレヴェルに迄降りて来ない限り、日韓間
の懸念の眞の解決はあり得ない。此の大前提の下に
討策を考えてみる。

二、連時的討策

5.

(6.5は略)

17
(三) 實力増強

冒頭、韓国のことよった態度は、我方に實力の
ないことに依つて一層助長されてつる。元來事大
主義的なる韓人は強き者には屈し、弱き者に
は横暴である。竹島問題、所謂李ライン問題
の如き、我方の完全と正當なる主張は實力の
裏付を以てしても貫徹出来ず、位は實力はあ
つて然つる可きである。武力が政治を支配する
時国が七ゆることは膽に銘可しであるが、政
治の支配下にある武力は一國國運の正當
な伸長に必要である。覺るべきである。

18
(四) 李承晚政府の打倒

李は大統領となつてからも従来の反日思想を
其まゝ持續けるのみならず、之を公に聲明

して、自己独裁政权維持の具に~~備~~供してゐる。

彼が居る間は日韓の親善も結局口頭禪に終
り、又南北鮮の統一もあり得ない。

米國が李の如き者を庇護するは下モウラ
シの恥辱にもある。米國は今に其の事を

十分気付くであらうが、其時を待たず我方
として李打倒の努力を開始すべきであ
る。

(以上)

結局、建国以来 12 年間の独裁者李承晩は、1960 年 4・19 学生革命で打倒されました。そして 1961 年 5・16 軍事クーデターを起こした親日の朴正熙独裁政権は日本政府にとっては好ましい相手だったので、前記したように、**1965 年 6 月 22 日「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」(日韓条約)と付随する「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(日韓請求権協定)」**等が調印されたのです。

ただし、前記したようなアメリカによる「安全保障」の要求と朴政権の開発独裁資金の必要からの妥協によって妥結した条約なので、日本側・韓国側で都合のいい解釈ができるように重要な問題を最後まで曖昧なままにしたため、現在も解決していない問題が発生しました。

その根本的なところにあるのは、条約第二条です。「**千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効(already null and void)**であることが確認される。」

この「**もはや(already)**」とは、いつから？

「韓国側は、本条約の締結により『過去の条約や協定は、(当時から)既に無効であることが確認される』という解釈をしているのに対し、日本側は本条約の締結により『過去の条約や協定は、(現時点から)無効になると確認される』という解釈をしている。これは、特に韓国併合に対して、**韓国側は『そもそも日韓併合条約は無効であった』**という立場であるのに対し、**日本側は『併合自体は合法的な手続きによって行われ、併合に関する条約は有効であった(よって、本条約を持って無効化された)』**という立場をとるという意味である。」(Wiki)

ということで、これは**現在も平行線**なのです。

そして、**個人の請求権(強制徴用者への未払い賃金)**の問題。これが「日韓請求権協定」第一条の韓国に対する支払「無償 3 億ドル (1080 億円)・10 年払い。有償 2 億ドル (720 億円)・10 年払い。」の中に含まれているか？ということ。『**韓国政府はこの供与及び融資を日本に対して債権を有する個人にはほとんど支給せず、自国の経済基盤整備の為に使用した。**』(同)『**韓国は、この日本からの経済協力金を原資として、国内のダムや高速道路を整備し、『漢江の奇跡』を成し遂げた。**』(同)のです。

そこで、大日本帝国時代に日本に強制徴用され奴隷のように酷使されながら賃金を支払われなかった韓国の労働者たちは「未払い賃金を支払え!」と三菱重工などの企業に支払いを求めています。ただ「日韓請求権協定」の第二条の「1」は以下のようになっています。

「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の**請求権に関する問題が**、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、**完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認**する。」

この「**完全かつ最終的に解決された**」のだから、**日本政府も企業も「払う義務なし」として、日本の裁判所も、これを判断基準として韓国人原告…日中友好条約で中国政府が賠償請求権を放棄したために、日本の裁判所に提訴した中国人原告もいます…の請求はすべて退けています。でも、裁判所は「個々の企業の判断で支払うことをしてはいけ**

ない」などとはもちろん、言っていないので、西松建設や三菱マテリアルは、中国人原告（被害者）に対しては謝罪と補償を行って解決しました。ただ、韓国人原告（被害者）に対しては、日本企業は日韓請求権協定第二条の「**完全かつ最終的に解決された**」を盾に、現在も支払いを拒否しています。

また、慰安婦問題…金学順さんが1991年に名乗り出て初めて公になった問題…や、サハリン残留韓国人、原爆被爆韓国人などについては、7次・14年間にわたる会談でも話われることのなかった問題です。にもかかわらず、日本政府は、1965年の請求権協定で「**完全かつ最終的に解決された**」と主張しています。

でも、そうはいつでも同協定第三条一項は「この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。」としているのですから、「**この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争**」が起こるであろうことを前提としていることは明らかです。「**完全かつ最終的に解決された**」という文言を金科玉条とすることは正しくない、と私は思います。

さて、やっと、最後に本題の「**竹島=独島問題**」はどうなったのか？ です。これについては、韓国系米国人のロー・ダニエルさんの『竹島密約』（草思社文庫 2013年）では、**日本政府（佐藤栄作政権）と韓国政府の間で以下のように「密約があった」となっています。**

竹島・独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって、条約では触れない。

(イ) 両国とも自国の領土であると主張することを認め、同時にそれに反論することに異論はない。

(ロ) しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きし、重なった部分は共同水域とする。

(ハ) 韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。

(ニ) この合意は以後も引き継いでいく。

要するに棚上げです。しかし、この**全く文書の存在しない密約**については「以後も引き継いでいく」ことは、日韓両政府ともなかったようです。

10、終わりに

私は、江戸時代から朝鮮政府との領土交渉のあったこの問題については、**韓国の「独島=竹島」領有の歴史的正当性、「もはや」消滅したはずの大日本帝国の「暴力及び貪欲」による侵略と植民地支配の不当性**を日本政府は潔く認めて、友好関係を深めるべきだと思います！ **江戸幕府でさえ(笑)できた**ことが、21世紀の日本政府ではできないなんて恥ずかしい限りです。少なくとも日本政府外務省 HP のウソだらけの主張は厚顔無恥なものと言え、削除すべきでしょう。

そして、最低限だけをあげたつमोरの、私のこの記述内容でも 50 ページにもなってしまいましたし…ま、証拠文書が場所をとる (笑) ので…とても小学生では理解できるとは思えません。少なくとも小学生の教科書からは削除すべきです。中学生ぐらいからなら、教員が、ここに挙げた証拠史料を自由に授業で使えるようにして教えるべきだと思います。少なくとも教科書には「竹島は日本固有の領土だ」などという真赤なウソを記載すべきではないでしょう。

以上!!!

最後まで目を通していただき、ありがとうございました。お疲れ様！ (笑)